

フィリピン投資環境資料

みずほ銀行

国際戦略情報部

2025年1月

ともに挑む。ともに実る。



I. 基礎情報

【I-1】 アジア主要国経済指標	P.4
【I-2】 基礎データ・概況	P.5
【I-3】 経済構造	P.6
【I-4】 経済・産業の特徴と有望産業	P.12
【I-5】 経済情勢	P.13
【I-6】 政治情勢	P.15
【I-7】 経済発展上の課題	P.16
【I-8】 経済発展上の強み	P.18
【I-9】 直接投資動向	P.20
【I-10】 投資先としてのポテンシャル	P.23

II. 投資関連情報

【II-1】 労働関連情報	P.25
【II-2】 税務関連情報	P.28
【II-3】 物流関連情報	P.30

III. 拠点設立

【III-1】 進出形態	P.32
【III-2】 拠点設立フロー	P.33
【III-3】 口座開設	P.35
【III-4】 撤退	P.36
【III-5】 現地費用	P.37
【III-6】 会社法	P.38

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】 外資規制	P.41
【IV-2】 投資奨励業種	P.45
【IV-3】 為替管理制度	P.47
【IV-4】 貿易制度	P.48
【IV-5】 資金調達	P.49
【IV-6】 不動産規制	P.50

V. その他

【V-1】 財閥のプレゼンス	P.52
【V-2】 みずほ銀行マニラ支店のご案内	P.54
【V-3】 業務提携	P.55

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

国・地域名	フィリピン	ベトナム	インドネシア	タイ	マレーシア	シンガポール
人口 (百万人)	112.9	100.3	277.4	70.2	33.1	5.9
名目GDP (億米ドル)	4,366	4,337	13,712	5,149	4,156	5,014
実質GDP成長率 (前年比)	5.6	5.0	5.0	1.9	3.7	1.1
一人あたりGDP (米ドル)	3,868	4,324	4,942	7,337	12,570	84,734
2024年GDP成長率見込み	6.2	5.8	5.0	2.7	4.4	2.1
信用格付(S&P) as of Mar 2024	BBB+	BB+	BBB	BBB+	A-	AAA
国・地域名	ミャンマー	カンボジア	ラオス	インド	中国	日本
人口 (百万人)	54.2	17.0	7.6	1,428.6	1,411.4	124.6
名目GDP (億米ドル)	645	419	152	35,721	176,620	42,129
実質GDP成長率 (前年比)	2.5	5.0	3.7	7.8	5.2	1.9
一人あたりGDP (米ドル)	1,190	2,460	2,004	2,500	12,514	33,806
2024年GDP成長率見込み	1.5	6.0	4.0	6.8	4.6	0.9
信用格付(S&P) as of Mar 2024	n.a.	n.a.	n.a.	BBB-	A+	A+

(出所) IMF - World Economic Outlook Database March 2024 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

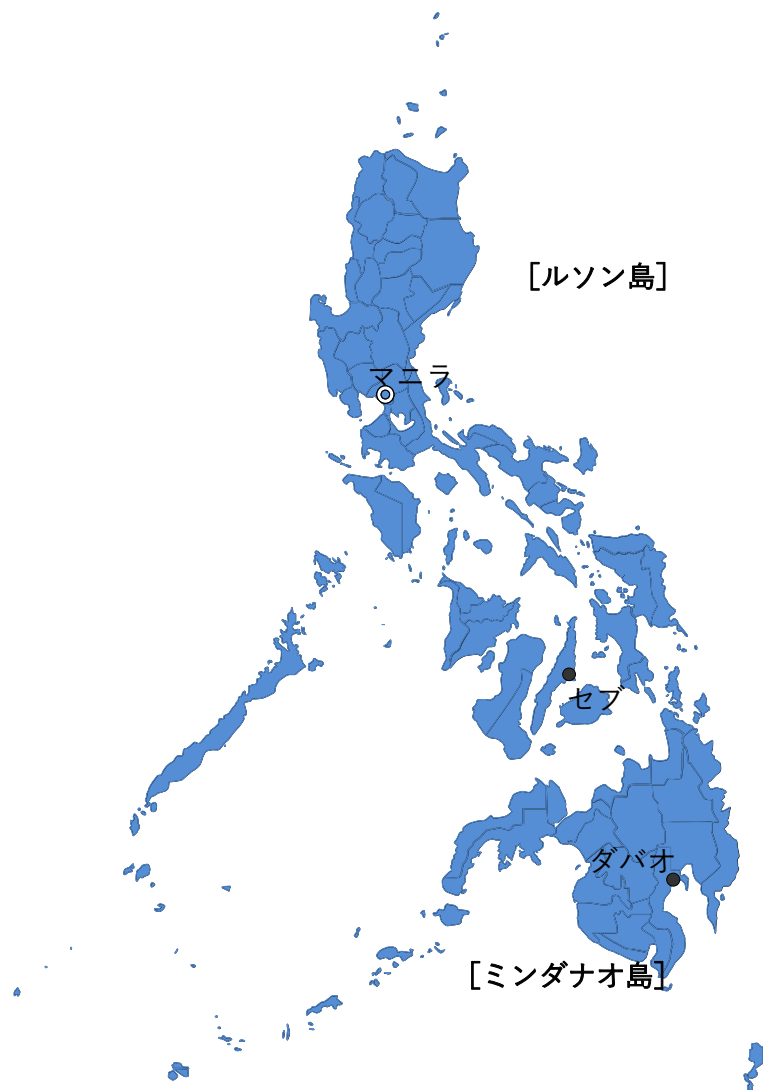
※数値は2023年ベース／2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

※S&P格付定義：A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある

※S&P信用格付については2024年3月31日時点



フィリピン基礎データ

【人口】	1億1,290万人（2023年IMF推定）
【面積】	29.9万平方キロメートル（日本の約0.8倍）
【首都】	マニラ（人口: 1,416万人、国連データ）
【言語】	フィリピン語（タガログ語）、英語
【民族】	マレー系90%、中国系、スペイン系等
【宗教】	キリスト教93%（内カトリック83%）、イスラム教5%、その他
【通貨】	フィリピンペソ
【政治】	立憲共和制
【元首】	フェルディナンド・マルコス大統領（2022年6月就任、任期6年）
【主要産業】	サービス業
【名目GDP】	4,366億米ドル 一人あたりGDP: 3,868米ドル（2023年IMF推定）
【GDP成長率】	6.2%（2024年IMF推定）

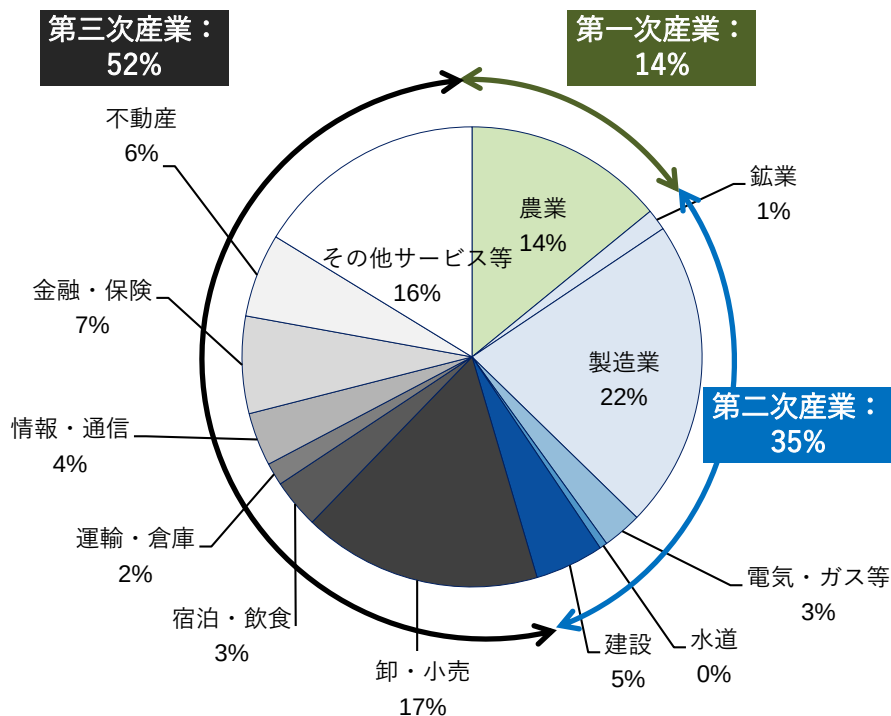
フィリピン概況

- フィリピンは約7,109の島々からなる東南アジアの島国
- ASEANでは唯一のキリスト教国。アメリカ、スペイン、フィリピン固有の生活文化が混合した独自の文化が存在
- 国民の大多数が英語を話せるため、海外で働く労働者が多く、その送金が経済を支えている。また英語力は、ITサービス等のBPO（Business Process Outsourcing）サービスの拡大でもその強みを発揮
- フィリピン経済にとって、人口増加の継続（人口ボーナス）が大きな強み
- 長く政治経済が不安定な状態が続いてきたが、2010年に就任したアキノ大統領は治安や汚職問題の改善で成果をあげ、経済も安定化した。2016年に就任したドゥテルテ大統領は、治安改善、税制改革、インフラ投資拡大などに取り組んだ。2022年6月よりマルコス氏が大統領就任
- 一方、イスラム過激派との武力衝突といった社会不安の高まり、南シナ海における地政学リスク、保護貿易主義の高まりといった外部的なリスクにも留意が必要

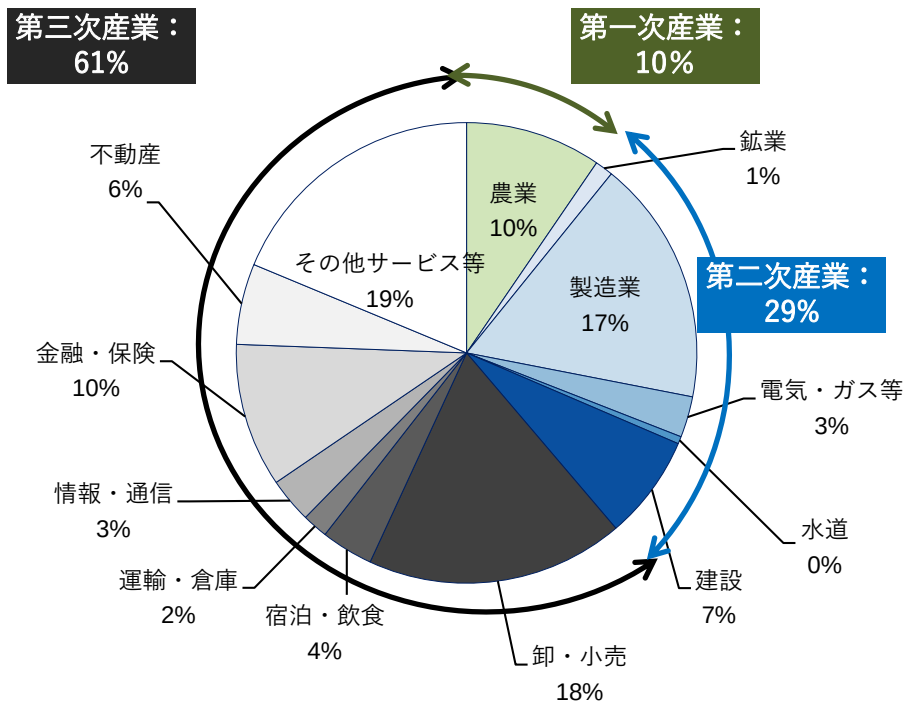
- フィリピンでは第二次世界大戦後、周辺諸国よりも早く工業化が進んだものの、輸出志向型工業への転換が遅れたことから昨今では製造業が伸び悩む。一方でサービス業のGDP構成比が上昇しており、特に近年はBPOビジネスが成長
- こうした産業構造を背景に、サービス業が主な雇用の受け皿になっている。他のASEAN諸国に比べ、失業率は高く、賃金上昇率は低位

産業別GDP構成比（2011年と2022年の比較）

2011年



2022年



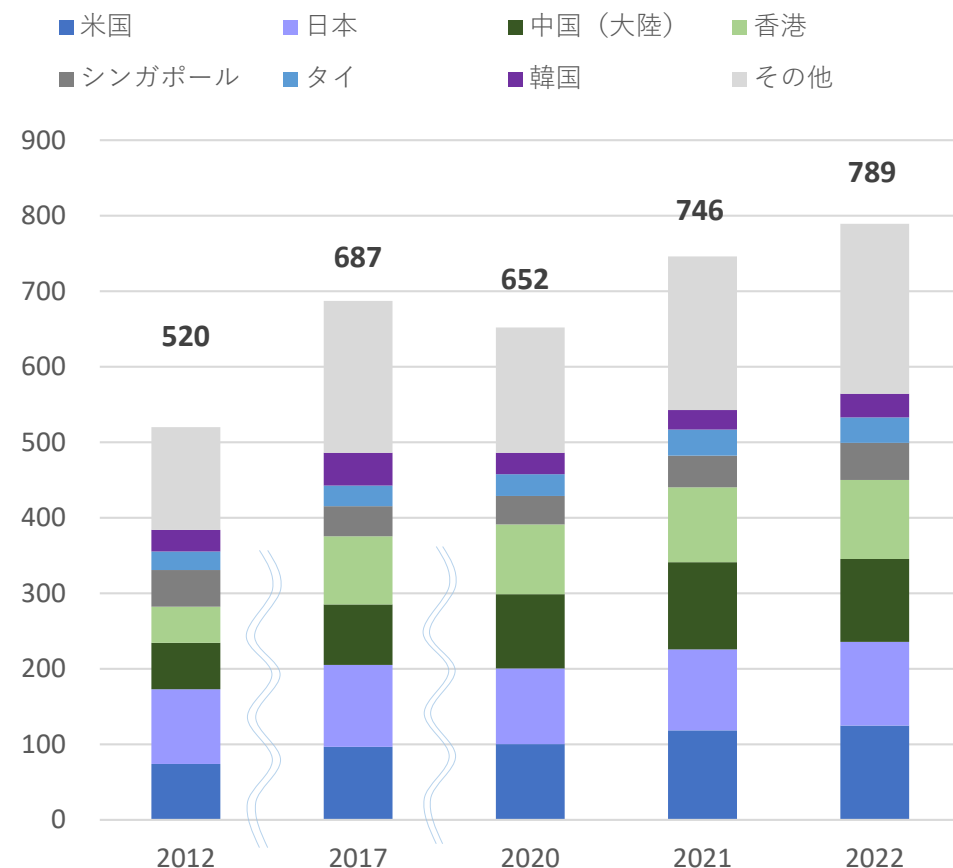
【1-3】経済構造（産業・貿易）② 輸出額の推移

Strictly Confidential

- フィリピンの主要な輸出相手国・地域は、米国、日本、中国（大陸）、香港などで、輸出総額は新型コロナウイルスの流行の影響を受けた2020年を除けば堅調に増加
- 品目分類別にみると「機械類・精密機器・電気機械」が輸出額の大半を占める

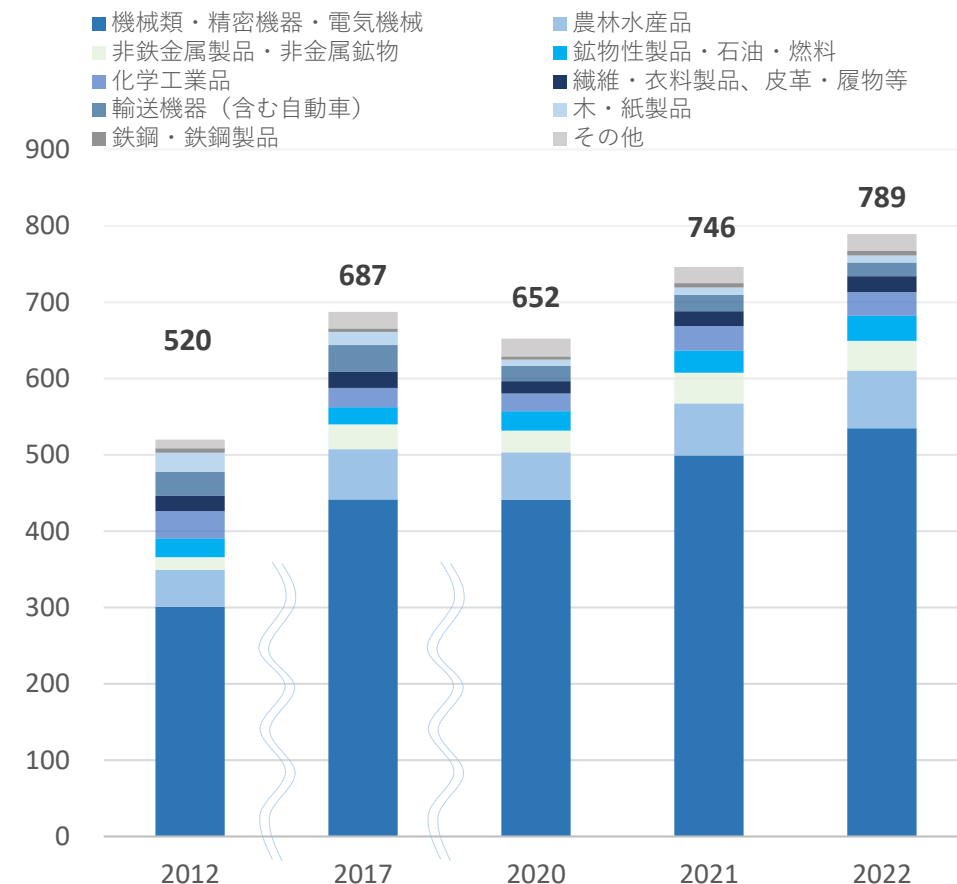
国・地域別輸出額の推移

(億米ドル)



品目分類別輸出額の推移

(億米ドル)



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

- 最も輸出額が大きいのは、米国向けの「繊維・衣料品皮革・履物等」
- 次いで、中国向けの「鉱物性製品・石油・燃料」、日本向けの「木・紙製品」の輸出額が大きい

輸出額の内訳（国別×品目分類別）

（億米ドル）

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 （含む自動車）	その他	国別総額 （億USD）
米国	18.2%	0.0%	13.7%	10.1%	56.2%	14.5%	4.1%	15.9%	11.2%	21.7%	125
日本	12.2%	15.4%	24.6%	52.4%	10.4%	41.1%	28.8%	11.3%	31.8%	9.4%	111
中国（大陸）	12.9%	54.3%	14.4%	11.4%	4.7%	2.7%	28.7%	11.8%	4.5%	1.0%	110
香港	1.3%	0.0%	0.3%	0.1%	1.8%	1.0%	0.4%	18.2%	0.4%	26.2%	105
シンガポール	1.6%	6.4%	1.9%	0.2%	0.4%	3.4%	0.5%	8.1%	6.5%	0.2%	49
タイ	1.9%	6.8%	2.9%	1.6%	0.9%	4.1%	15.2%	3.6%	18.2%	0.4%	34
韓国	6.2%	10.0%	3.1%	1.8%	3.7%	6.5%	3.7%	3.6%	0.4%	2.1%	31
その他	45.8%	7.1%	39.0%	22.3%	21.9%	26.7%	18.6%	27.5%	27.0%	38.9%	225
品目分類別総額 （億USD）	75	33	31	9	21	6	39	535	18	22	789

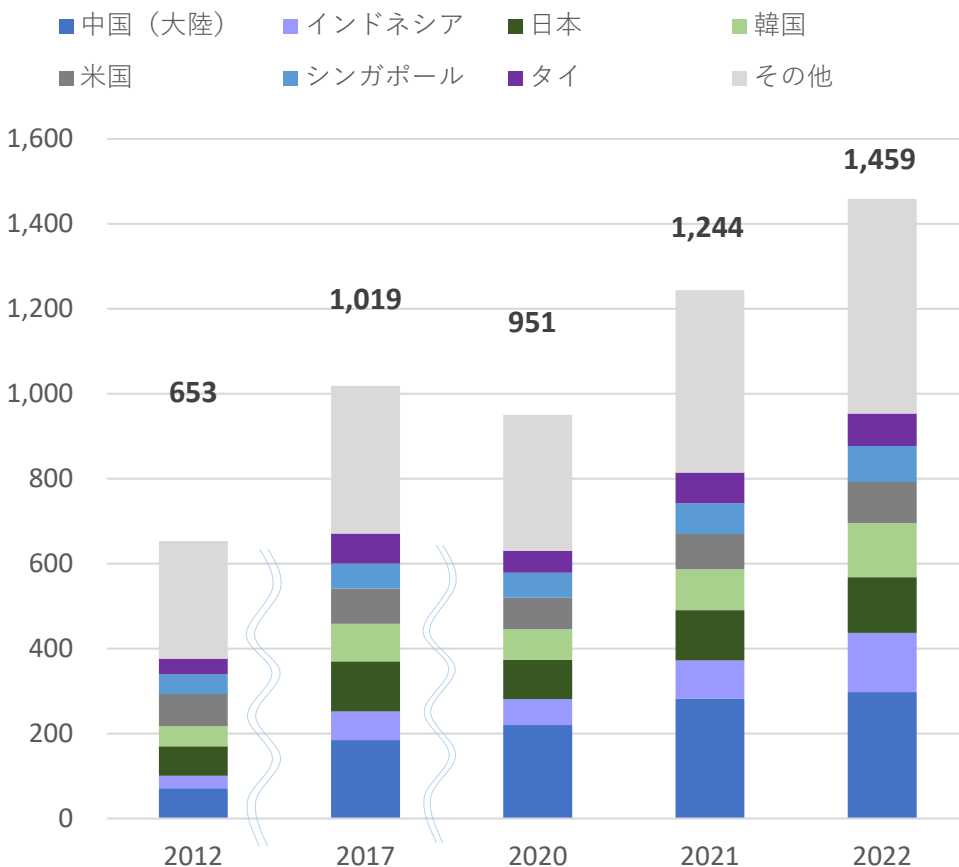
（注）各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

- 2012年から2022年の10年間にかけ、新型コロナウイルスの流行の影響を受けた2020年を除いて輸入額は増加傾向、特に中国からの輸入は4倍以上となった
- 品目別では「機械類・精密機器・電気機械」や「鉱物性製品・石油・燃料」が半数を占める

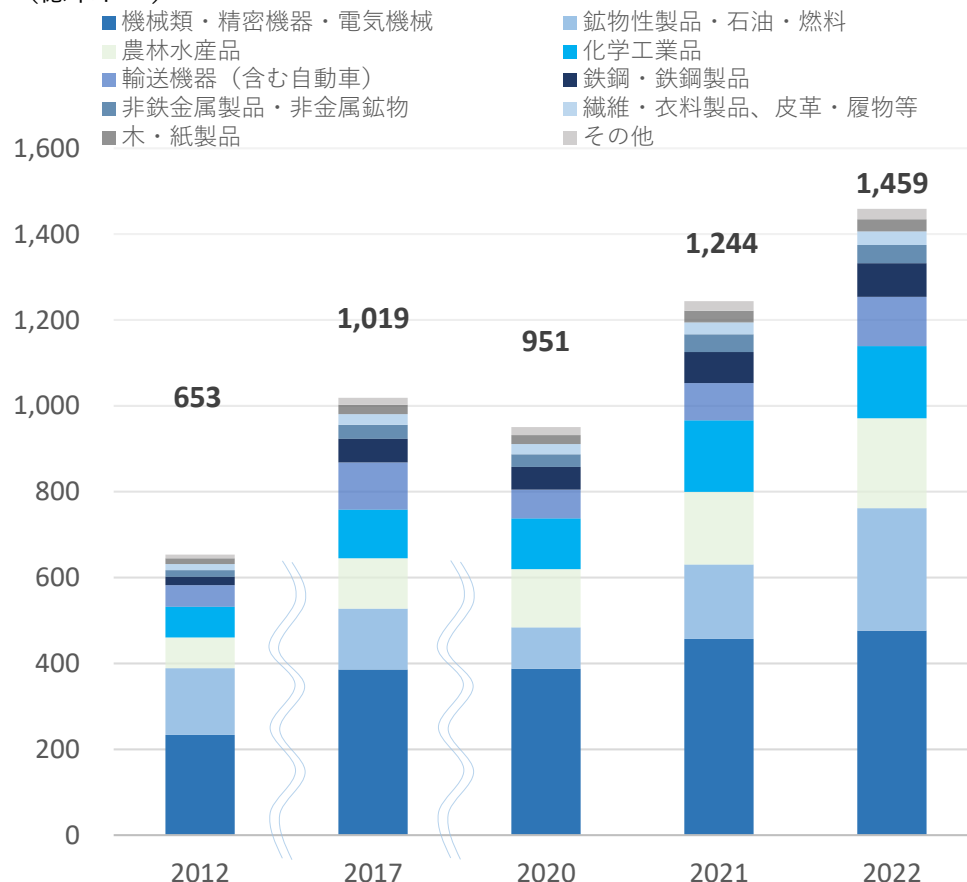
国・地域別輸入額の推移

(億米ドル)



品目分類別輸入額の推移

(億米ドル)



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

■ 太宗の品目について中国からの輸入が多くなっているものの、「輸送機器」「鉱物性製品・石油・燃料」においてはインドネシアからの輸入が多い状況

輸入額の内訳（国別×品目分類別）

（億米ドル）

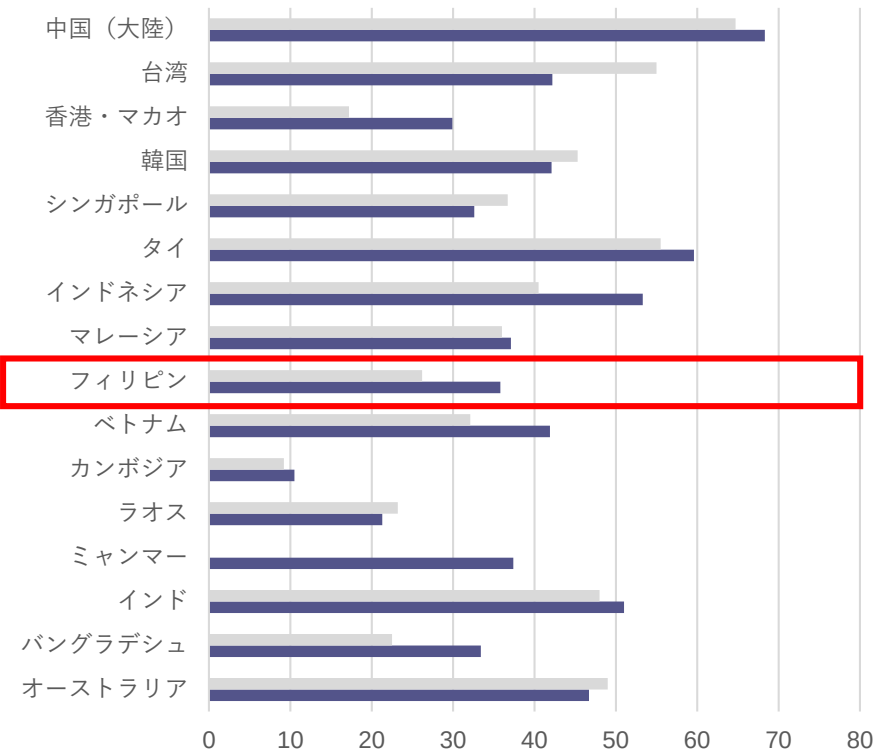
	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 （含む自動車）	その他	国別総額 （億USD）
中国（大陸）	8.4%	8.6%	22.2%	23.2%	48.8%	49.8%	39.6%	23.9%	12.4%	53.2%	298
インドネシア	9.1%	21.8%	6.7%	10.8%	3.1%	7.5%	3.0%	0.8%	27.6%	1.0%	139
日本	0.5%	4.3%	10.9%	10.3%	5.6%	12.5%	14.7%	13.9%	9.9%	3.6%	131
韓国	0.6%	18.0%	6.6%	3.4%	5.1%	3.0%	7.3%	11.1%	1.4%	5.0%	127
米国	20.3%	0.8%	6.9%	7.6%	1.3%	0.7%	1.8%	6.9%	2.6%	2.4%	97
シンガポール	2.6%	7.8%	5.6%	2.7%	0.7%	0.8%	1.4%	8.3%	3.9%	5.7%	85
タイ	4.9%	1.2%	7.9%	1.6%	2.1%	3.9%	9.1%	3.8%	19.7%	3.0%	77
その他	53.5%	37.7%	33.2%	40.4%	33.4%	21.9%	23.2%	31.2%	22.5%	26.1%	505
品目分類別総額 （億USD）	209	285	168	28	32	78	43	477	115	24	1,459

（注）各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示
（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類をもとに集計

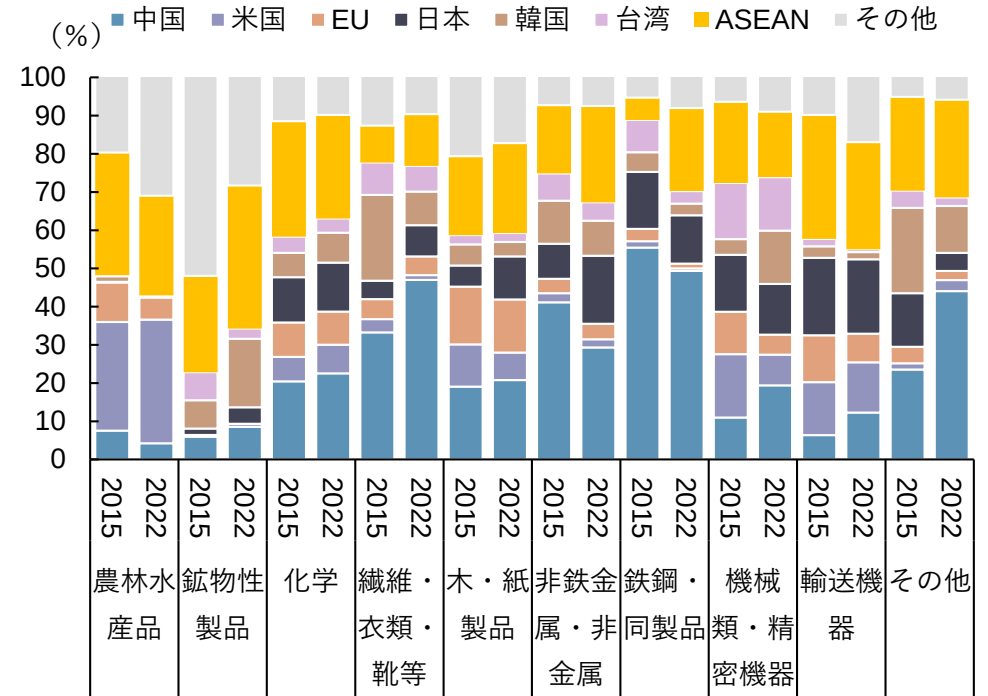
- JETROが実施している海外進出日系企業実態調査によると、フィリピンの原材料・部品の現調比率は近年改善傾向にあるものの、タイ・インドネシア等に比しては引き続き低い水準
- 部素材の海外からの調達先としては鉄鋼や繊維・衣類・靴等をはじめ、多くの産業で中国が大きな割合を占める

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率

■ 2015 ■ 2023



フィリピンの部素材の調達先（輸入の国・地域別割合）



（注）部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない

- 製造業 : 発展が不十分であり就業人口比率は相対的に低い。インフラ整備による製造コスト低減に期待
- BPO産業 : GDPの約1割を占める主要産業に成長。今後は高付加価値化が課題
- 小売業 : 力強い内需に支えられ、今後も成長が期待される分野

主要産業の特徴と動向

	製造業	BPO産業	小売業
特徴	✓ 製造業サプライチェーンの発展が不十分であり、製造業の就業人口比率は周辺国よりも低い ✓ 業種としては、エレクトロニクス関連（半導体等）、自動車部品、食品加工、石油化学製品が多い	✓ 英語話者が多く、かつ労働力が安価であることから、BPO（Business Process Outsourcing）産業が発達 ✓ 現在はGDPの約1割を占める主要産業に成長	✓ 人口ボーナスの継続、中間所得者層の増加により、堅調な成長を続けている ✓ 外資系企業に求められる最低資本金額が高額であったことから、大手財閥のプレゼンスが高い ✓ 一方で最低資本金自体は2022年1月に引き下げられており、外資の参入が進みつつある
近時動向	✓ 労働コストが安価な一方で、インフラ整備が不十分であり、結果として製造コストが高くなる問題を抱えている ✓ マルコス政権下では、インフラ整備を重要政策として継続するほか、製造業誘致のための施策を推進	✓ 労働集約的な業務（コールセンターなど）が中心 ✓ 今後は、非ボイス分野（会計、法律、医療等）の強化など、BPO産業の高付加価値化が課題	✓ 島国であり、都市部以外では近代的な小売市場の発達が遅れている ✓ 規制緩和と内需拡大によりコールド・チェーンの市場拡大が期待されており、同分野におけるフィリピン財閥の投資も活発化

（出所）みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2020年は、新型コロナウイルス感染拡大に対する都市封鎖等の影響で成長率は大幅なマイナスとなった
- 2021-2022年については、都市封鎖の解除やワクチン接種の進展等の背景があり回復した
- 2023年は、世界経済の減速やインフレ等の影響で5.6%に落ち着いたが、2024年には緩やかに回復する見通し

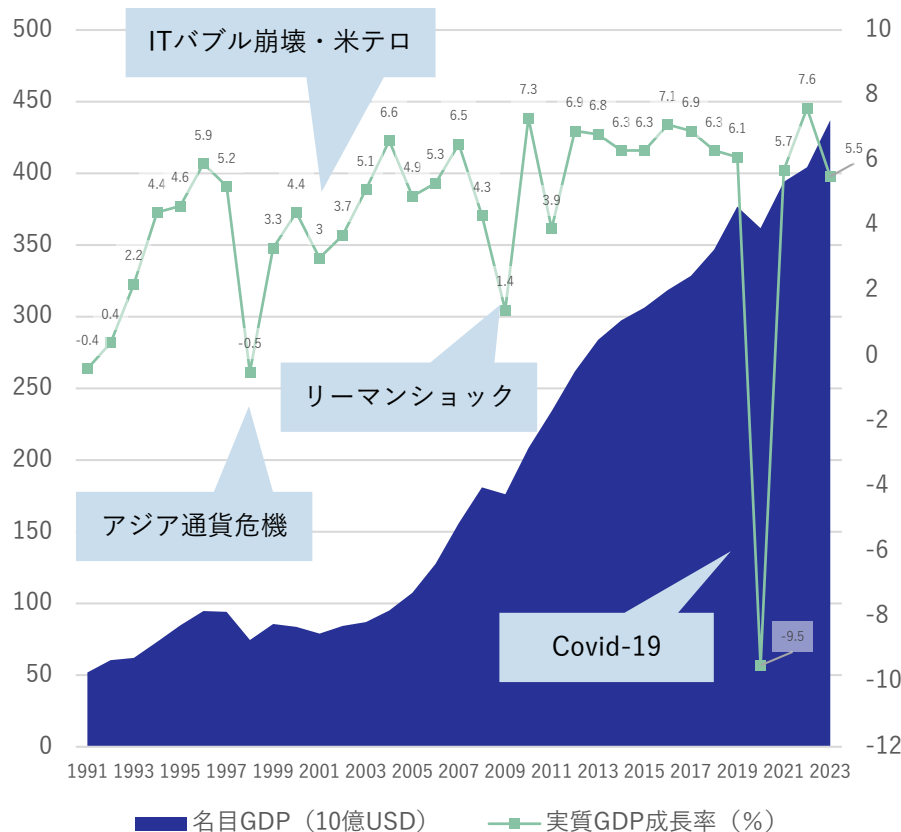
アジア経済見通し総括表（短期）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
アジア	▲ 0.8	7.4	4.1	4.8	4.1
中国	2.2	8.4	3.0	5.2	4.6
NIEs	▲ 0.6	5.7	2.1	1.5	2.2
韓国	▲ 0.7	4.3	2.6	1.4	2.3
台湾	3.4	6.5	2.4	1.4	3.0
香港	▲ 6.5	6.4	▲ 3.7	3.2	2.9
シンガポール	▲ 3.9	8.9	3.6	1.0	2.0
ASEAN5	▲ 3.5	3.4	5.5	4.0	4.5
インドネシア	▲ 2.1	3.7	5.3	5.0	5.0
タイ	▲ 6.1	1.5	2.6	1.9	2.7
マレーシア	▲ 5.5	3.3	8.7	3.7	4.4
フィリピン	▲ 9.5	5.7	7.6	5.6	6.2
ベトナム	2.9	2.6	8.0	5.0	5.8
インド	▲ 6.0	8.9	7.0	7.8	6.8
オーストラリア	▲ 1.8	5.2	3.8	2.1	1.5
(参考) NIEs+ASEAN5	▲ 2.4	4.3	4.4	3.5	4.9
(参考) 中国を除くアジア	▲ 4.0	6.3	5.4	4.9	4.9

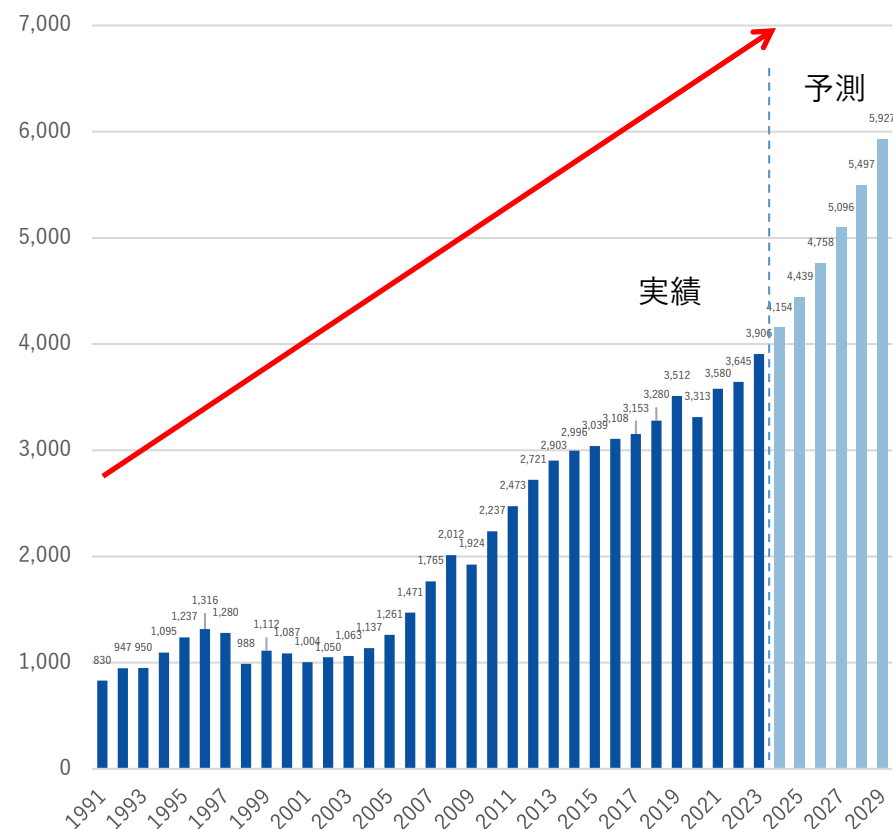
(注) 実質GDP成長率（前年比、%）、網掛けは、みずほリサーチ＆テクノロジーズによる予測値/平均値はIMFによるGDPシェア（購買力平価ベース）により計算

- 2023年のGDP成長率は政府の通年経済成長目標6.0%-7.0%を下回る前年比5.6%となるも、引き続きASEAN主要国の中でもトップクラスの高い成長率を維持
- なお、2024年11月7日発表の2024年第3四半期GDPは前年比5.2%と一年以上ぶりの低成長となった
- 一人あたりGDPは2015年にUSD3,000の大台を突破。2023年時点でおおよそUSD3,900、日本円で60万円。現在、USD15,000を超える高所得者の割合は人口の4%とされるが、2030年までに14%まで増加する見込み

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



一人あたりGDP推移と今後の予測 (単位: USD)



- 2022年6月、フェルディナンド・マルコス氏（故マルコス元大統領の長男、通称ボンボン・マルコス）が大統領に就任。ドゥテルテ前大統領の長女でもあるサラ・ドゥテルテ副大統領とのタッグで政権を運営

政権の安定性： 安定的

- ・ フィリピン大統領の任期は6年
- ・ 2022年5月の大統領選挙では、マルコス氏が約6割の票を集め圧勝。①支持率の高かったドゥテルテ前政権方針の踏襲とサラ・ドゥテルテ氏とのタッグ、②ピープル・パワー革命に至る故マルコス元大統領の時代を知らない若者世代向けに、SNS等を通じて当時が黄金時代であったと語ったストーリー が奏功し、支持基盤は広い

安全保障・外交： 南シナ海では中国と対立継続、安保面では日米との連携を強化

（対中国）南シナ海で対立が続く。ドゥテルテ前政権は中国に接近的だったとされるが、マルコス大統領は「領土を1ミリも譲らない」旨明言し、方針転換

（対米国）ドゥテルテ前政権は対米で強硬的だったとされるが、マルコス大統領政権下では米国との連携を強化。2024年4月には日本含む初の日米比3ヵ国首脳会談を開催。経済面では半導体や重要鉱物サプライチェーン強じん化で合意した他、安全保障面では、南シナ海、東シナ海、台湾海峡、北朝鮮など地域情勢を念頭に、防衛当局間協議や海上保安機関間での合同訓練を通じて安全保障・防衛分野で3ヵ国が連携する方向を確認

経済政策： 外資規制緩和・インフラ投資加速により投資環境改善に注力、大統領自ら投資呼び込みも

①外資規制緩和：2022年6月に第12次ネガティブリストを公表、小売り・公共サービス等分野での外資規制緩和を反映。その後も再生可能エネルギー分野等で外資規制緩和を継続

②対外直接投資（FDI）呼び込み：マルコス大統領自ら中国、米国、日本等を訪問し、政府や企業との面談を通じてフィリピンへの投資を呼びかけ。2023年の貿易統計では、フィリピンから日本への輸出は104億5,579万USD、輸入は102億8,808万USDで、いずれも3番目の相手国に位置

③インフラ投資の加速：「ビルド・ビルド・ビルド」のスローガンの下インフラ整備を進めたドゥテルテ前政権の方針を引き継ぎ、「ビルド・ベター・モア」を掲げインフラ整備に注力する姿勢。2023年1月に『フィリピン開発計画2023-2028』（内容は施政方針の青写真）を承認し、各政府機関にその順守と執行を支持したほか、インフラ投資加速のために同国初の政府系ファンドを設立

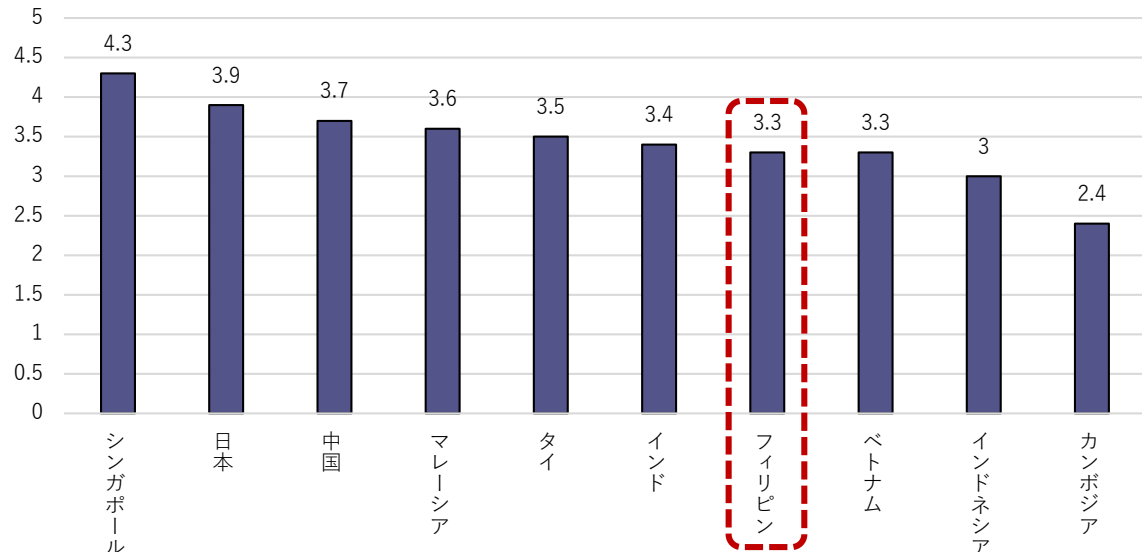
また、2024年の日米比3ヵ国首脳会談では、グローバルインフラ投資パートナーシップ（PGII）の下に、「ルソン経済回廊」の立ち上げを発表。フィリピンの首都マニラを含む地域の鉄道や港湾など重要インフラへの投資を加速させる方針

- フィリピンは、地形的要因やインフラ整備が不十分であること等を背景として、物流面における非効率性・高コスト構造が課題となっている。特に、物流の遅れをもたらす港湾等の混雑や非効率な税関手続きについて改善が望まれる。また、コロナ禍を受けた物流網の乱れや近時の燃料高も懸念材料
- 一方、マルコス大統領が物流インフラの整備を強化する方針を示しているほか、運送業の外資規制も緩和されており、これらを通じた物流業界の活発化や環境整備が期待される
- マニラ首都圏では慢性的な交通渋滞が続いている。鉄道はフィリピン国有鉄道一本と二本の高架鉄道（LRT、MRT）が運行している。また、フィリピンで現在稼働中の地下鉄は存在しない
- 空路について、主要な空港はニノイ・アキノ国際空港（マニラ国際空港）、マクタン・セブ国際空港等がある
- 島国であるフィリピンでは海上交通が主要輸送機関となっている。2023年、全国（セブ港・スービック港除く）の合計船寄港回数は562,888回であり、うち98%（551,743回）は国内海上輸送によるもの

フィリピンの交通インフラ

道路	20万8,329km (2023年時点)
鉄道	533km (2023年時点)
空路	92ヵ所 (国際空港15、国内空港77) (2023年時点)
港湾	1,800ヵ所+ (私有港湾含む、2022年時点)

国際物流の効率性（2023年）



(注) 国際物流の効率性指数 (The Logistics Performance Index) は各国の主要輸入相手国や周辺国の物流専門業者 (総計1,000社以上) へ以下の6分野についてアンケートを行い、当該国の国際物流を5段階でスコア化したもの。
①通関手続きの効率性②貿易・物流のインフラ③適切な輸送便確保の容易性④輸送サービスの能力・質⑤荷物の追跡管理能力⑥納期内到着度

- フィリピンでは、一般市民でも、警察への登録・許可制度に基づく合法的な銃の所持・携行が認められているほか、未登録の銃器や密造銃なども広く出回っているため、銃器による犯罪が発生しやすい環境にあり、2022年のフィリピン全土の犯罪発生件数総計は約38万件
- 一方、2016年6月に就任したドゥテルテ大統領は目玉政策の一つとして犯罪対策を強化し、犯罪件数および殺人事件数は減少傾向

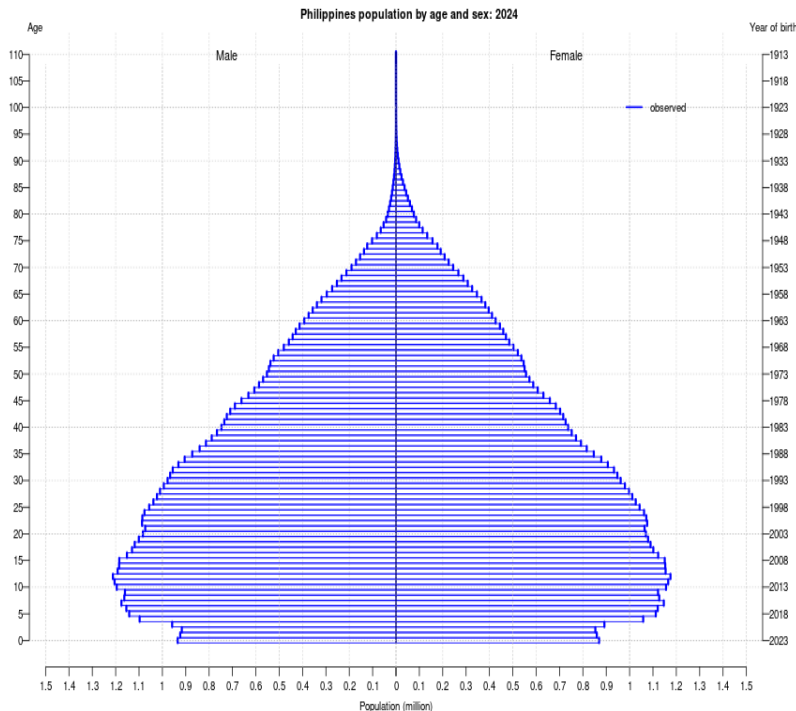
世界平和指数ランキング

No.	地域	スコア	No.	地域	スコア	No.	地域	スコア	No.	地域	スコア	No.	地域	スコア	平和指数項目	日本	フィリピン
1位	アイスランド	1.124	21位	カタール	1.524	41位	ベトナム	1.745	61位	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.892	81位	チュニジア	2.01	101位	キルギス共和国	2.11
2位	デンマーク	1.31	22位	オーストラリア	1.525	42位	ボツワナ	1.762	62位	ヨルダン	1.895	82位	赤道ギニア	2.013	102位	タジキスタン	2.114
3位	アイルランド	1.312	23位	モリシャス	1.546	43位	韓国	1.763	63位	ザンビア	1.898	83位	ドミニカ共和国	2.019	103位	グアテマラ	2.13
4位	ニュージーランド	1.313	24位	ノルウェー	1.55	44位	モンゴル	1.765	64位	キプロス	1.904	84位	モロッコ	2.02	103位	ベルー	2.13
5位	オーストリア	1.316	25位	エストニア	1.563	45位	モンテネグロ	1.772	65位	セルビア	1.921	84位	アンゴラ	2.02	103位	トーゴ	2.13
6位	シンガポール	1.332	26位	スロバキア	1.578	46位	ラオス	1.779	66位	アルメニア	1.929	86位	ウズベキスタン	2.033	106位	ガイアナ	2.134
7位	ポルトガル	1.333	27位	ラトビア	1.582	47位	シエラレオネ	1.792	67位	フランス	1.939	87位	ギニアビサウ	2.045	107位	スリランカ	2.136
8位	スロベニア	1.334	28位	スウェーデン	1.625	48位	オマーン	1.794	68位	パナマ	1.942	88位	バングラデシュ	2.051	108位	バーレーン	2.145
9位	日本	1.336	29位	ポーランド	1.634	49位	東ティモール	1.796	68位	パラグアイ	1.942	88位	ルワンダ	2.051	109位	エスワティニ	2.168
10位	スイス	1.339	30位	ブルガリア	1.643	50位	ウルグアイ	1.798	70位	トリニダード・トバゴ	1.946	90位	コートジボワール	2.053	110位	ベナン	2.177
11位	カナダ	1.35	31位	ルーマニア	1.649	51位	ガーナ	1.799	70位	コンボ	1.946	91位	タンザニア	2.058	111位	レソト	2.191
12位	チェコ	1.379	32位	スペイン	1.649	52位	セネガル	1.827	70位	リベリア	1.946	92位	タイ	2.061	112位	ジブチ	2.196
13位	フィンランド	1.399	33位	台湾	1.649	53位	インドネシア	1.829	73位	カンボジア	1.947	93位	ガボン	2.068	113位	コンゴ共和国	2.21
14位	クロアチア	1.45	34位	イタリア	1.662	54位	アルゼンチン	1.837	74位	マラウイ	1.97	94位	ジョージア	2.071	114位	モリタニア	2.228
15位	ドイツ	1.456	35位	クウェート	1.669	55位	マダガスカル	1.846	75位	アラブ首長国連邦	1.979	95位	アゼルバイジャン	2.09	115位	フィリピン	2.229
16位	オランダ	1.49	36位	リトアニア	1.671	56位	ナミビア	1.859	76位	カザフスタン	1.98	96位	アルジェリア	2.094	116位	ベラルーシ	2.248
17位	ブータン	1.496	37位	イギリス	1.693	57位	モルドバ	1.873	77位	ジャマイカ	1.986	97位	エクアドル	2.095	117位	ケニア	2.254
18位	ハンガリー	1.508	38位	北マケドニア	1.713	58位	チリ	1.874	78位	ボリビア	2.001	97位	バプアニューギニア	2.095	118位	モザンビーク	2.259
19位	マレーシア	1.513	39位	コスタリカ	1.731	59位	ガンビア	1.888	79位	ネパール	2.006	99位	キューバ	2.103	119位	サウジアラビア	2.26
20位	ベルギー	1.523	40位	アルバニア	1.745	60位	ギリシャ	1.89	80位	中国	2.009	100位	トルクメニスタン	2.107	120位	ホンジュラス	2.265
															平和指数項目	日本	フィリピン
															ランキング (136国中)	9位	115位
															平均	1.337	2.184
															社会で認識されている犯罪性	1.996	2.497
															警備員と警察	2.003	1.866
															殺人	1.125	2.602
															投獄された人々	1.285	2.282
															武器へのアクセス	1	4
															組織的な紛争 (内部)	1	4
															暴力的なデモ	1	2.5
															凶悪犯罪	1	4
															政治不安	1	1.875
															政治的テロ	1	4
															武器の輸入	1.54	1.151
															テロ活動	1.94	3.469
															紛争による死者数 (内部)	1	2.276
															軍事費	1.535	1.65
															軍関係者	1.303	1.191
															国連平和維持活動資金	1.145	1.182
															核兵器と重兵器	1.871	1.073
															武器輸出	1.003	1
															避難民	1	1.029
															隣国関係	3	2
															紛争による死者数 (社外)	1	1
															対外紛争が発生した	1	1
															内部紛争が起こった	1	2.632
															国内および国際紛争	1.403	2.23
															安心・安全	1.272	2.6
															軍事化	1.333	1.68

- フィリピンの総人口は2023年時点で1億1,000万人超と世界12位（日本は1億2,000万人超で世界11位）に位置。2050年には人口1億5,000万人超になることが見込まれており、また経済成長によるフィリピン国民の所得増も期待できることから市場としてのポテンシャルが高い
- また、高い出生率を保ちピラミッド型の人口構成となっており、人口ボーナス期の恩恵が今後も長期にわたって期待される
- フィリピン人の英語力は世界全体で第22位、アジア圏で第2位。高い英語スキルを背景に、従前からOFW（Overseas Filipino Workers）と呼ばれる海外出稼ぎ労働者の送金がフィリピン経済を下支え

人口ピラミッド

EF EPI 英語能力指数の世界順位（2022年）



2	シンガポール	62	中国
22	フィリピン	66	バングラデシュ
24	マレーシア	80	日本
31	香港	81	インドネシア
36	韓国	93	ミャンマー
52	インド	94	カンボジア
60	ベトナム	97	タイ

（注）世界111ヵ国・地域中の順位。EFが実施する試験の得点に基づいており、全人口を対象とする評価ではない

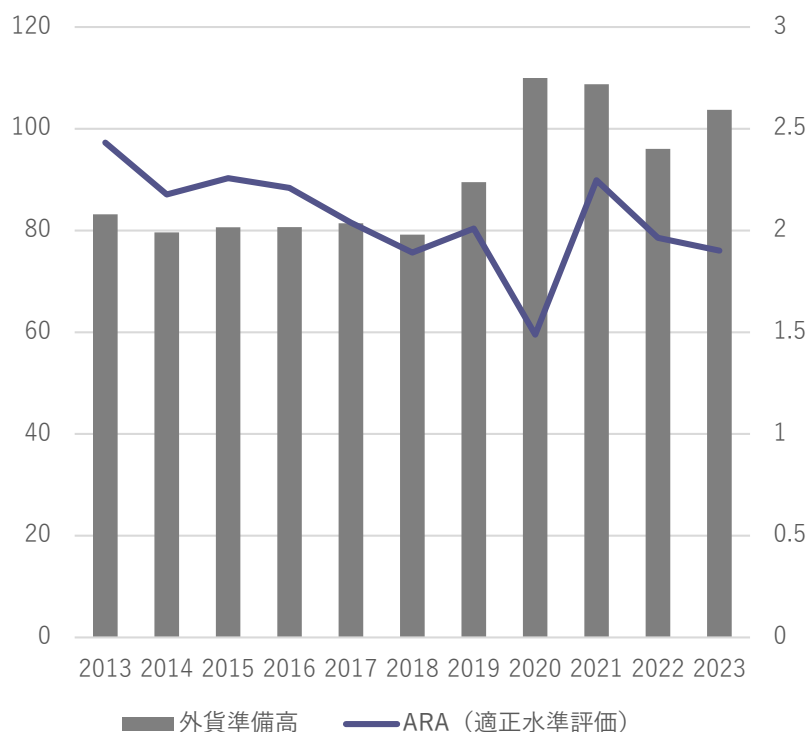
（出所）UNFPAより みずほ銀行国際戦略情報部作成

（出所）国連人口部より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 外貨準備高は一定の水準を保っており、2023年は外貨準備高は前年比増加。外国為替市場の動揺への耐性は十分に有しているものと考えられる
- 政府債務対GDP比率は、2024年時点で56.88%と他ASEAN諸国と比較しても比較的低位に保たれている。今後も高い経済成長により歳入の増加が見込まれるほか、2025年度までに公的債務残高をGDP比60%以下に削減する目標を設定するなど、インフラ投資に注力する中でも規律ある財政運営を図る姿勢。信用格付もBBB+（S&P, 2024年3月時点）と安定的

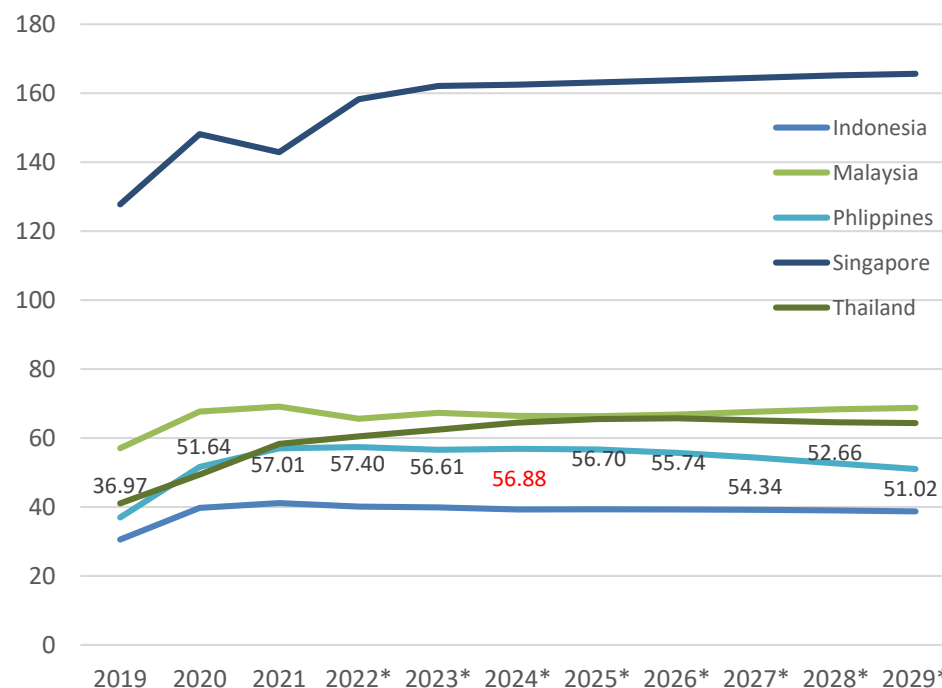
外貨準備高とARA（適正水準評価）の推移

Unit : USD Bil



政府債務対GDP比率

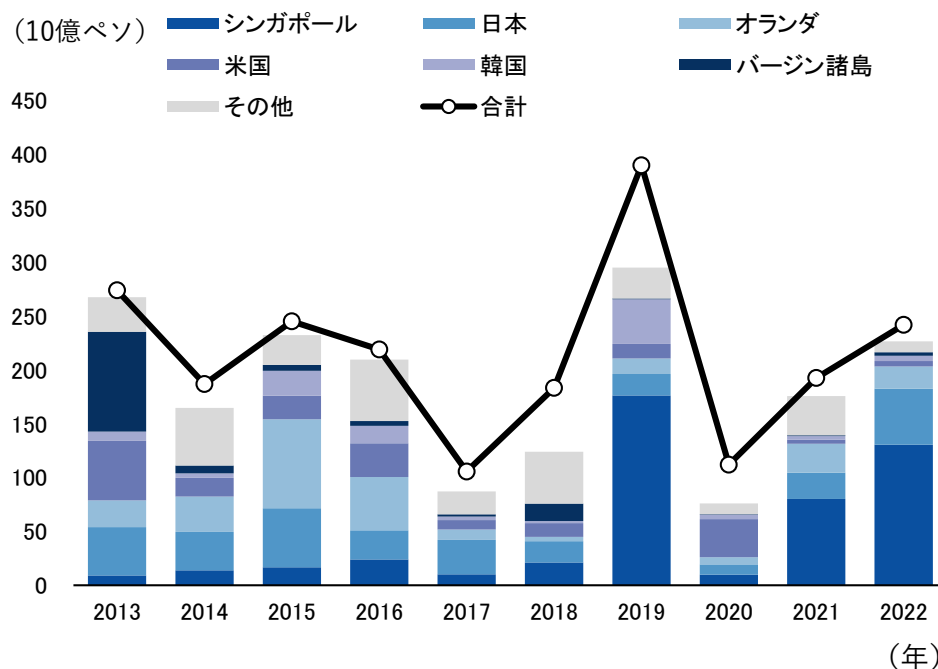
Unit : %



(注) *は予測値

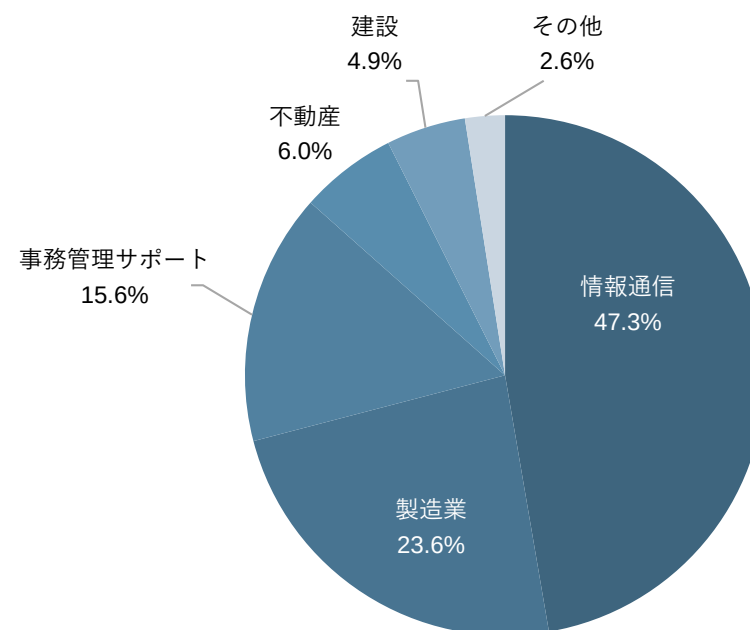
- 世界からフィリピンへの直接投資額は、新型コロナウイルスの影響で2020年には再度大きく減少したが、その後回復し、2023年のFDI認可額は、統計を開始した1996年以降で過去最高へ
- 2022年のFDI認可額で、最も大きいのはシンガポールであり、次いで日本となっている
- 業種別にみると、2019年～2022年の累計では「情報通信」分野への投資が最も多い。近年、マニラ首都圏を中心にBPOを含むIT-BPM産業への投資が回復・拡大していることが影響しているとみられる

世界からの直接投資フロー（国・地域別推移）



(出所) フィリピン統計局を基に、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

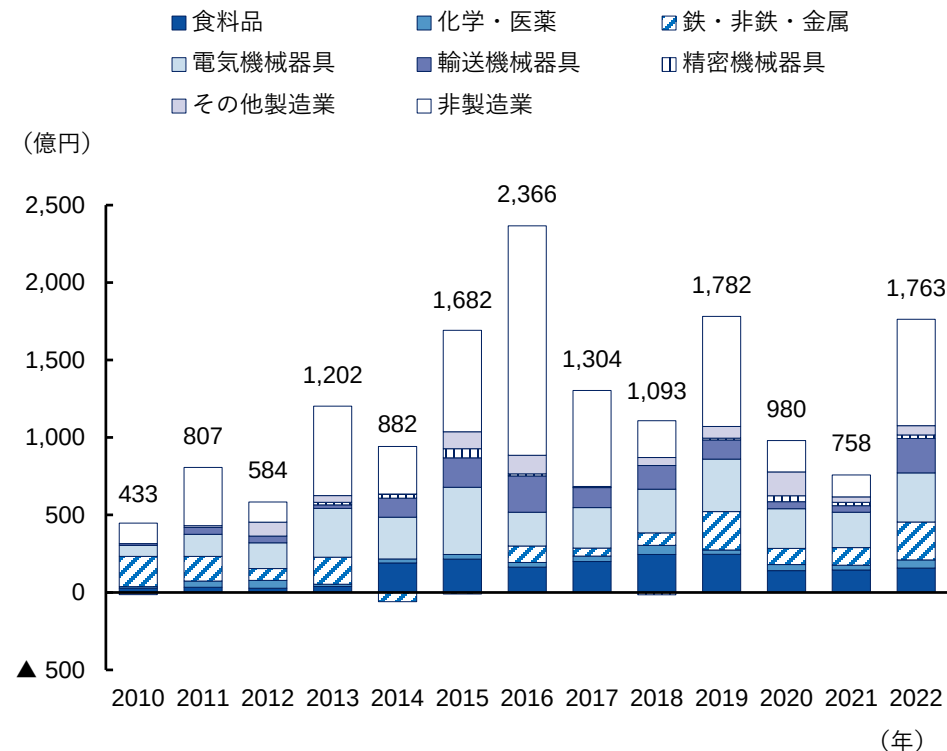
業種別フローの内訳（2022年）



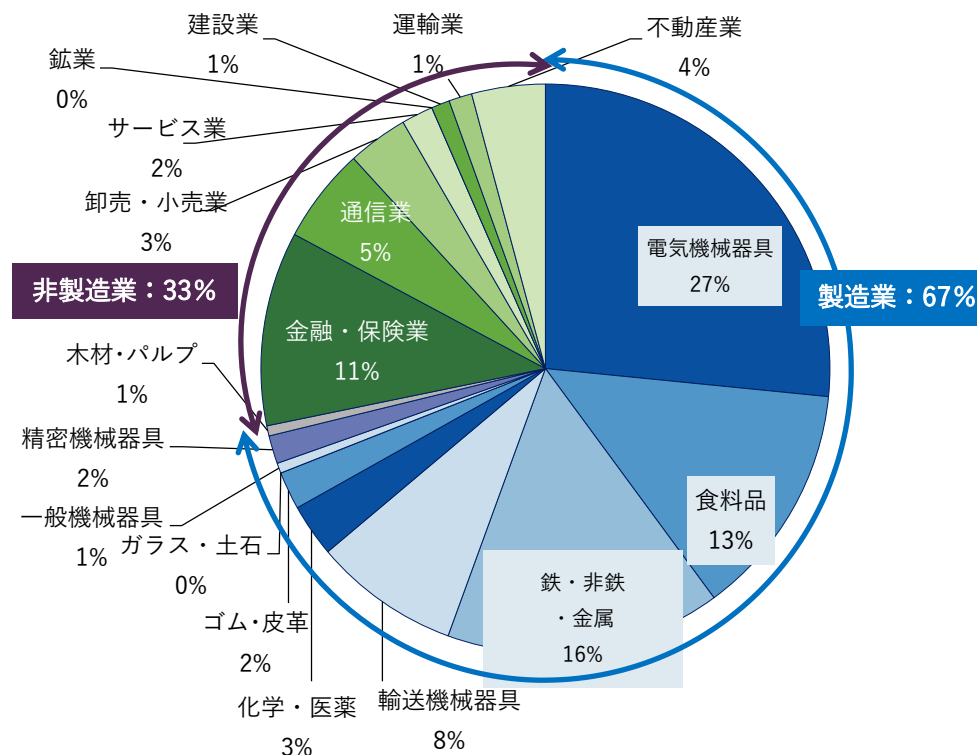
(出所) フィリピン統計局を基に、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 2022 年の日本からの直接投資額は約1,700億円と回復傾向にある。そのうち、半数近くが「非製造業」を占める
- 2022年1月には、野村不動産が現地大手財閥GTキャピタルとともに合弁会社を設立し不動産開発事業に取り組むことを発表。さらに、7月には西日本鉄道が地場住宅デベロッパーと共同で、低層マンションを開発することを発表しており、日系企業による不動産分野への投資が進んでいる

日本からの直接投資フローの推移

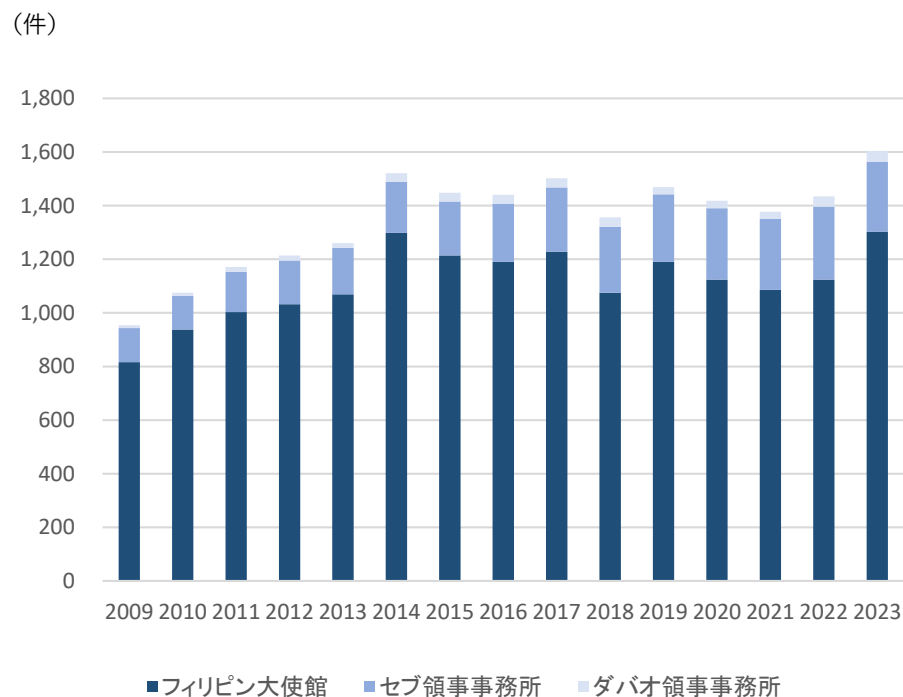


日本からの対外投資残高（業種別内訳、2022年）

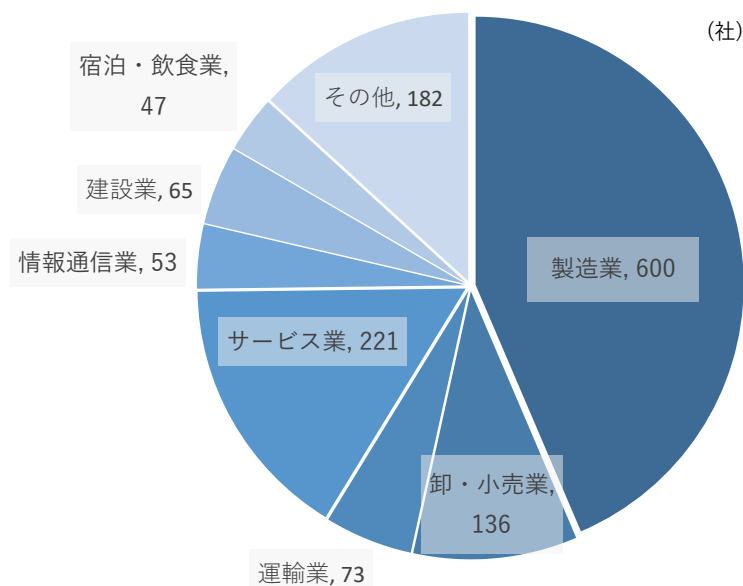


- フィリピンへ進出している日系企業の拠点数は2023年時点で1,602拠点となっており、近年増加傾向にある
- 進出企業としては製造業が多いが、近年は小売業、サービス業、運輸業といった内需を狙った業態の進出も目立つ

日系企業 進出件数 (2023年)



日系企業 業種別内訳 (2021年)



(出所) 外務省「海外日系企業拠点数調査」等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 英語能力が高く安価な労働力が豊富。また、1億人超の人口を抱え、個人所得も伸びつつあり、消費市場としての今後の成長にも期待
- 一方、道路・物流・電力等の各種インフラや製造業サプライチェーンは発展途上であり、今後政府主導でのインフラ整備や、投資環境整備・各種優遇策付与による投資誘致等の加速が望まれる
- 治安対策、貧困対策にも注力しており、治安は改善傾向。引き続き更なる改善が求められる

投資における魅力／成長産業

豊富な労働力／低コストの労賃

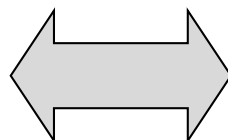
高い英語普及率

潜在力のある消費市場

近代小売市場・EC市場の拡大

BPO産業の発展

日本からの距離の近さ



投資における留意点（課題）

各種インフラが整備途上

法人税率水準が
ASEAN諸国比で高め

治安に対する不安

割高な電気料金

（業種により）裾野産業が発展途上

財閥寡占

（出所）みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

■ 労働力が豊富なフィリピンでは、一般ワーカーやスタッフの確保は比較的容易

	国・地域名	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ	
	都市名	東京	上海	深セン	香港	ソウル	台北	シンガポール	クアラルンプール	バンコク
製造業	作業員賃金(一般工職)	2,018	832	415	2,138	2,426	1,212	1,905	430	385
	エンジニア賃金	2,629	1,434	519	3,536	2,745	1,586	2,681	818	663
	マネージャー賃金	4,210	2,217	1,036	4,889	3,678	2,264	4,195	1,649	1,884
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	2,044	1,291	1,024	2,639	2,181	1,490	2,692	941	744
	マネージャー賃金	3,828	2,625	1,987	4,556	3,533	2,479	4,722	2,076	1,642
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	2,722	—	1,450	1,702	2,933	1,068	1,268	507	321
	店舗スタッフ賃金(飲食)	2,271	—	721	2,005	1,887	996	990	497	321
法定最低賃金		7.59/時	375/月	329/月	5.1/時	1,564/月	828/月	—	317/月 (14.6/日・1.52/時)	8.65～9.34/日
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)		4.63ヵ月分	2.24ヵ月分	1.54ヵ月分	1.90ヵ月分	2.55ヵ月分	3.34ヵ月分	2.54ヵ月分	1.92ヵ月分	2.68ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)		15.71%～25.37%	32.66～36.02%	19.74～33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500HKD 月収30,000HKD以上	10.7%～30.1%	13.95%	17%	14.45～14.95%	5%
名目賃金上昇率		3.2% (2023年)	6.9% (2022年)	5.9% (2020年)	3.0% (2023年)	5.07% (2022年)	1.57% (2023年1～7月)	3.9% (2021年)	5.26%(管理職) 5.35%(非管理職) (2022年)	0.92% (2021年)
	国・地域名	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	インド		
	都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ
製造業	作業員賃金(一般工職)	407	294	250	311	246	97	92	281	469
	エンジニア賃金	614	495	519	591	497	179	198	516	768
	マネージャー賃金	1,353	1,051	1,057	1,253	885	611	475	1,194	1,677
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	590	516	759	721	547	422	431	585	722
	マネージャー賃金	1,470	1,863	1,544	1,546	1,303	1,151	922	1,644	1,584
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	256～358	279～299	—	295～422	200～350	87	71～95	157～230	—
	店舗スタッフ賃金(飲食)	256～320	279～299	—	284	150～500	69	86～105	145～254	242～266
法定最低賃金		313/月	9.18～9.82/日	197/月 (または0.95/時)	197/月 (または0.95/時)	200/月	69.3/月	2.29/日	203/月(非熟練工) 224/月(準熟練工) 246/月(熟練工)	145/月(非熟練工) 159/月(準熟練工) 173/月(熟練工)
賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)		2.07ヵ月分	1.88ヵ月分	1.7ヵ月分	1.56ヵ月分	1.06ヵ月分	1.22ヵ月分	1.10ヵ月分	1.05ヵ月分	1.07ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)		10.24～11.74%	11.5%+100PHP	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	5.4%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	13%	13%
名目賃金上昇率		3.57% (2022年)	6.15～6.60% (2022年)	—	—	—	—	—	3.9% (2021年)	8.0% (2021年)

(注)上記賃金はいずれも米ドル
調査期間：日本、中国、香港、韓国、台湾は2023年8月、その他の国は2022年11月～2023年1月
(出所) JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

■ 日本から現地に社員を派遣する場合、出入国管理法（The Philippine Immigration Act of 1940, Commonwealth Act No. 613）第9条（g）に基づいて発給される、雇用ビザ（Prearranged Employee Visa）の取得が一般的

雇用/就労許可証について		ビザ（査証）について	
概要	6ヵ月未満での就労を希望する外国人は入国管理局発行の特別就労許可（Special Work Permit：SWP）を、6ヵ月以上の就労を希望する外国人は、労働雇用省発行の外国人雇用許可（Alien Employment Permit：AEP）を取得する必要がある	概要	● 日本を含めた151ヵ国からの外国人はビザなしで入国、30日間滞在することができる ● 就労目的で入国をする外国人はビザの取得が必要
SWP	● 3ヵ月有効で1回限り延長可能 ● 就労延長を希望する場合は、SWPの有効期限が切れる21営業日前までに、労働雇用省にAEP取得を申請する必要がある	一時入国ビザ（9(a)ビザ）	ビジネス、会議、研修、観光、スポーツ、映画の撮影、取材などを行う者に対し発給され、59日間の滞在が許可される（一定の手続で延長可能）
AEP	● AEP申請時に、国税局から取得する納税者識別番号（Tax Identification Number）を添付する必要がある ● AEP更新申請は有効期限が切れる60日前より可能 ● 有効期間は通常1年ながら、雇用契約と同じ期間にすることも可（最長5年）	雇用ビザ（9(g)ビザ）	事前にフィリピンでの雇用契約が結ばれている外国人に対して発給され、通常2年間の滞在が認められる（延長可能）。当該ビザにより就労しようとする者は、従事しようとする職種が経営者や高度な技術を要する技術者などフィリピン人では代替できない職種でなければならない。また、その者に同伴またはフィリピン入国日から6ヵ月以内に合流する配偶者、未婚の子女（21歳未満）についても、9(g)ビザの発給を受けることができる
AEP免除者	● 業務に関与しない議決権のみを有する取締役 ● 政府が認める外交官および外国政府の職員等	一般的な雇用ビザ取得方法	駐日フィリピン大使館では雇用ビザの申請受付を行っていないため、まず9（a）ビザをフィリピン大使館に申請し取得。次にフィリピンに入国後、雇用主と一緒に、移民局に9（g）ビザの申請を行い、9（a）ビザを9（g）ビザに切り替える。9（g）ビザへの切り替えは、移民局の聴聞を受け、同局の承認を得た場合にのみ許可され、通常、取得までには2～3ヵ月を要する
出国許可証	ビザを保有する者および6ヵ月以上滞在する外国人は、入国管理局が発行する出国許可証（Emigration Clearance Certificate）を取得する義務あり		

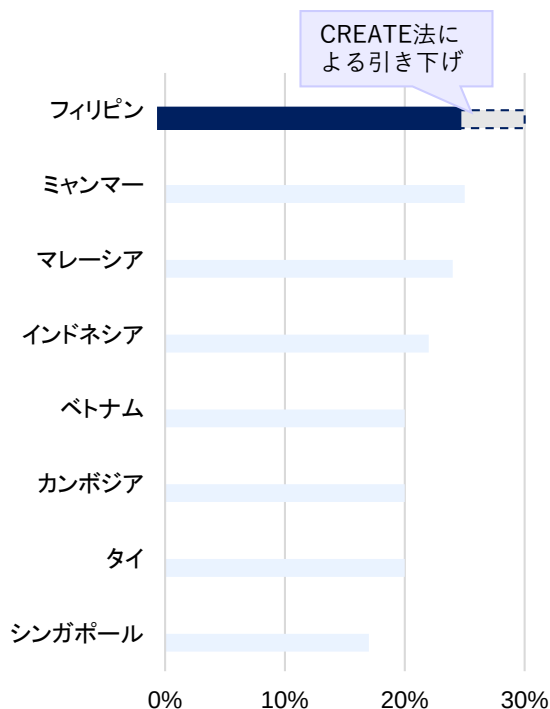
- 労働力が豊富なフィリピンでは、一般ワーカーやスタッフの確保は比較的容易
- 採用後、6ヵ月間は試用期間とすることができ、この間に正規雇用するかを決定する必要あり
- 中間管理職クラスの人材は不足しており採用が難しく、自社で育成する企業が多い

主な雇用条件

労働時間	1日8時間、1週間48時間を超えない
休暇	連続6日間の勤務ごとに1日（連続24時間）以上の休息を与える
時間外労働	● 1日8時間を超える労働時間に対しては、25%割増の手当を支払う ● 午後10時～午前6時までの深夜勤務の場合、10%の割増の手当を支払う ● 休日労働に対しては、30%割増の手当を支払う ● 法定祝日の労働に対しては、100%割増の手当を支払う ● 11月1日（万聖節）、12月31日の労働に対しては、30%割増の手当を支払う（祝日に指定された場合は50%）
給与の支払	最低2週間に1回、または1ヵ月に2回、16日を超えない間隔で支払う
賞与	13ヵ月給与（13th Month Pay）として、1ヵ月分の給与を法定賞与として支払う
有給休暇	● 1年以上勤務した従業員に年間5日間の有給休暇を付与する ● 出産予定日前に最低2週間、分娩後に4週間の出産休暇（有給）を付与する ● 既婚男性は妻が出産の際には7日間の有給休暇が付与される
解雇	契約違反、事業の縮小などの理由を除き、一方的な解雇は困難 雇用者都合の場合、解雇手当を支払う
定年退職	60歳に達し、5年以上勤務した従業員には、就労年数1年あたり最低1/2ヵ月分の給与に相当する退職金を支払う
試用期間	試用期間は6ヵ月を超えてはならない

- 2021年4月より企業復興税優遇法（CREATE法）が施行。東南アジア諸国で最も高かった30%の法人税率を、大企業で25%、中小企業で20%に引き下げた
- インセンティブの対象となる事業を、戦略的投資優先計画（SIPP: Strategic Investment Priority Plan）によって規定。SIPPは投資委員会（BOI）が、財政インセンティブ審査委員会（FIRB）、フィリピン経済区庁（Philippine Economic Zone Authority: PEZA）（注）などの投資促進機関、その他の政府機関や民間部門と調整して策定され、最終的に大統領により承認される。SIPPは3年ごとに基本的に見直されるため、定期的に確認が必要

周辺諸国との法人税比較



CREATE法による主な変更点

法人税の引き下げ（内国企業）

現行の30%から2020年7月1日以降は以下の法人税率が適用

- ① 課税年度寧の純課税所得（Net Taxable Income）が500万ペソ以下、かつ、総資産（事業所（Business Entity's Office）や工場（Plant）、設備（Equipment）が位置する土地を除く）が1億ペソ以下の法人は20%
- ② ①を除くすべての法人は25%

法人税の引き下げ（非居住外国法人）

非居住外国法人が受領するフィリピン国内源泉所得は2021年1月1日より25%の法人所得税が課税。つまり、フィリピン子会社から日本親会社へ送金する際、以下のような最終源泉税の納税が必要

- ① 事業所得：25%（従来は30%）
- ② 借入利息：20%（変更なし）
- ③ 配当：25%（従来は30%）
- ④ ロイヤリティー：25%（従来は30%）

最低法人税（MCIT）

2020年7月1日から2023年6月30日に開始する事業年度については最低法人税の税率を2%から1%に引き下げ

不当留保金課税（IAET）

2021年4月11日以降が決算日の課税年度については不当留保金課税を撤廃

（注）フィリピン経済区庁（PEZA）が認めるPEZA経済特区へ入居し、PEZA認可を取得すると、各種優遇措置を付与される

（出所）各種公開資料よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

- CREATE法では、東南アジア諸国で最も高かった30%の法人税率を、大企業で25%、中小企業で20%に引き下げ。また、利益剰余金が資本金を超過した部分について10%が課税される「不当留保金課税」も撤廃
- 一方、施行細則の適用により課税範囲が広がり、既存の優遇措置も縮小され、企業活動に打撃を与えている側面がある。製造業の雇用が約13万人分失われたとして、付加価値税（VAT）の免税対象の拡大等を盛り込んだ改正法であるRepublic Act No. 12066（CREATE MORE法）が検討
- 2024年11月にマルコス大統領が署名し、同法律が施行された。2025年2月中にはIRR（施行規則）が公表される見込み

CREATE法およびCREATE MOREに関する動向

2021年4月	外資優遇を目的とした企業復興税優遇法（CREATE）が施行
2022年5月	ドゥテルテ大統領が、CREATE法にて税制上の優遇措置を提供する分野を定めた「戦略的投資優先計画（SIPP）」を承認
2024年3月	改正案「CREATE MORE」が下院で可決
2024年6月	立法・行政開発顧問評議会（LEDAC）は、2025年6月までを会期とする議会で優先的に可決をめざす28法案を決定し、その中に「CREATE MORE」が含まれた
2024年9月	改正案「CREATE MORE」が上院で可決。翌日には上下両院委員会で最終案が承認

CREATE MORE法での改正点

追加控除制度を選択する登録法人への法人税率の引き下げと控除対象項目の見直し。追加控除制度を選択する登録事業法人への法人税率は、25%から20%に引き下げられる

物品やサービスにかかるVATの適用範囲の明確化

所得税優遇措置利用期間と簡素化された経過措置の明確化（所得税優遇措置の利用期間は、最大17年間から27年間と10年間延長）

VAT還付制度の合理化

- フィリピンでの主要な国際港湾は、マニラ港、セブ港、ダバオ港、スービック港、バタンガス港がある。その他にもカガヤン・デ・オロ港（フィリピン内海港湾）、イロイロ港（フィリピン内海港湾）、マカル港（セレベス海港湾）、サンボアング港（セレベス海港湾）、ルセナ港（フィリピン内海港湾）などの主要港湾がある
- 各主要港湾に関し、セブ港とスービック港を除き、フィリピン運輸通信省傘下の港湾庁が管轄している。セブ港はセブ港湾庁が、スービック港はスービック港都市庁によって管理されている

フィリピンの主要な港湾

	港湾	2023年 貨物取扱量 (トン)		2023年 船寄港回数 (回)		2023年 乗降人員総数 (人)	備考
		国内	海外	国内	海外		
	1 マニラ港	22,066,331	37,859,472	8,765	3,525	718,185	MICT（マニラ国際コンテナターミナル）、北港と南港の3つで構成され、国際貨物を取り扱っているのはMICTと南港
	2 セブ港	53,842,241	13,675,757	135,918	961	18,754,738	フィリピン内海港湾。国内向け主要取扱貨物は石油精製品、砂等、海外向け主要取扱貨物はセメント
	3 ダバオ港	4,817,753	12,964,013	42,261	1,526	3,217,985	フィリピン海港湾。主な輸出入品目は青果、紙製品等
	4 スービック港	6,400,000+		未公表		未公表	南中国海港湾。元米軍基地、主要な取扱貨物は木材、タイヤ、自動車等
	5 バタンガス港	10,667,861	13,762,007	36,185	1,805	5,928,998	南中国海港湾、マニラ港の代替港として多用される

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

形態	現地法人 (株式会社)	支店	駐在員事務所
法人格	本国会社から独立した法人格	本国会社と同一	本国会社と同一
権利・義務	原則として現地法人のみに帰属	本国会社と同一	本国会社と同一
機能	フィリピン会社法に従い事業運営を行う	本国会社の一部として、 営業活動を行うことが可能	顧客との連絡、商品の宣伝やプロモーション、品質管理 等
最低資本金	外資40%超	国内市場 向け企業	(最低送金額)
	20万米ドル (※)	20万米ドル (※)	3万米ドル
主なメリット/ デメリット	(メリット) ● 株主の責任は株式の払込金に限定される ● ネガティブリストに該当する規制業種でもフィリピン企業とのJV設立が可能 (デメリット) ● 銀行や小売など特定の業種では高額な最低払込資本要件が適用される	(メリット) ● 現地法人同様の活動が可能 ● フィリピン居住者1名の設置で良い (デメリット) ● フィリピンの事業リスクをフィリピン国内に限定できない ● 当局の要求により、本国会社の取締役会の議事録等を提出する必要があり、英訳・公証・認証と手続きが煩雑 ● ネガティブリストに該当する規制業種は支店設立を一切認められない	(メリット) ● 進出検討段階での現地調査に有効 ● 初期コストが低く、開設コストの抑制が可能 (デメリット) ● 契約の締結主体になれず、所得獲得は不可

(※) 先端技術を有するか、少なくとも15人以上を直接雇用する場合は、10万米ドル輸出売上が全体の60%以上の企業は輸出型企業とみなされ、最低資本金の規制は免除
ただし最終的には当局判断になるため事前に要確認

(出所) JETRO資料、現地専門家資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成



(出所) JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

SECへの手続	● 株主名簿の購入および登録（SEC発行設立証明書発行後30日以内に行わなければならない）
内国歳入局(BIR)への手続	● 株式発行の印紙税の支払い ● 納税者識別番号登録 ● 領収証および請求書印刷許可申請 ● 会計帳簿登録 等 手続期間：約2週間
地方自治体への手続	● 住民税の支払い ● バランガイ(*)・クリアランス取得 ● 立地証明書取得 ● 営業許可書取得 手続期間：約4週間 (*)バランガイとは、地方自治体における最小の行政区画のこと
社会保険関連手続	● 社会保障制度(SSS)登録 ● 持家促進相互基金(Pag-IBIG Fund)登録 ● 健康保険制度(PhiHealth)登録
中央銀行(BSP)への手続	● 外国投資のBSP登録義務はないが、本国引き揚げ、配当等の送金に、認定代理銀行を通じて外貨を調達する場合、BSPへの登録が必要。フィリピンへの送金日から1年以内に登録する必要あり

（出所）各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 支店と駐在員事務所については下記1. から手続きを開始し、信託口座を開設する必要あり
- 現地法人については下記1. 2. を省略して3. SECへ会社設立申請 から手続きを開始することが可能。その場合、5. 一般（経常）口座の開設 の後、2. 資本金払い込み・入金証明書取得 の順に手続きを行う

1. 信託口座（TITF ACCOUNT）の開設



2. 資本金払い込み・入金証明書取得



3. SECへ会社設立申請



4. SECより会社設立証明書受領



5. 一般（経常）口座の開設



6. 資本金を信託口座から銀行口座へ振替 信託口座閉鎖

信託口座開設のための主な必要書類

（現地法人の場合）

- 定款ドラフトのコピー
- 付属定款ドラフトのコピー
- 財務役¹の宣誓書（弁護士の公証要）
- 財務役¹の身分証明書コピー（パスポートの顔写真・署名ページ等）
- 口座開設申込書
- 入金証明書発行申込書
- 電子取引明細書送付の申込書

（支店・駐在員事務所の場合）

- SECへの申請書コピー
- 委任状（居住代理人が信託口座を管理・運営する旨について親会社が委任する内容のもの。同内容の取締役会決議書での代替可）
- 居住代理人の身分証明書コピー
- 口座開設申込書
- 入金証明書発行申込書
- 電子取引明細書送付の申込書

一般（経常）口座開設のための主な必要書類

- SEC法人登録証コピー
- 定款および付属定款最終版のコピー（支店・駐在員事務所の場合は親会社定款コピー）
- （現地法人の場合）秘書役²の証明書（公証要）
- （支店・駐在員事務所の場合）委任状（サイン権限者に口座の管理を委任する内容）
- 口座のサイン権限者の身分証明書コピー（パスポートの顔写真・署名ページ等）
- 口座開設申込書
- メール／電話対応者の登録申込書（担当者への事務権限付与と連絡先登録のため）
- ペソ小切手帳の発行申込書（ペソの小切手口座を開設する場合のみ）
- 最新のSEC General Information Sheet（設立1年以上経過の会社のみ）
- 米国での納税者番号有無確認書
- 電子取引明細書送付の申込書
- 信託口座閉鎖の申込書

← この時点で初めて送金した資本金の利用が可能に

（注）1：財務役：会計部門の管理責任役員 2：秘書役：会社の各種事務手続きを所管するポジション

（出所）各種公開情報等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 企業の清算は、設立手続きを行ったすべての政府機関に対して行う必要あり
- 清算を行うためには、納税義務を完全に果たしていることを証明する税務清算証書（tax clearance certificate）を、内国歳入庁（BIR）より取得する必要あり。当証書の取得には数年を要する場合があります、注意が必要
- BIR、地方自治体、社会保障機関より閉鎖手続きに際し、未納分および罰金の納付を請求される場合あり

一般的な企業清算手続き

1. 取締役会・株主総会

- 会社の解散を決定するには、取締役の過半数および、発行済み株式の3分の2以上の株主の株主総会での賛成が必要

2. 労働雇用省および従業員への通知

- 清算を決定した後、影響のある従業員および労働雇用省（DOLE）に対して、清算日の30日前までに、企業の清算についての通知を行う

3. 税務清算証書の申請

- 管轄の所轄税務署（RDO）に対し、税務清算証書の申請を行う
- BIRによる監査が行われ、税務清算証書の取得には多くの時間を要する

4. 地方自治体、社会保障機関への申請

- 地方自治体（LGU）、社会保障システム（SSS）、健康保険公社（Philhealth）、持家促進相互基金（HDMF）へ申請を行う。なお、上記3.と並行して申請が可能

5. （登録がある場合のみ）PEZA等の投資促進機関への申請

- PEZAにおける閉鎖申請の承認は、隔月開催のPEZA取締役会議にて行われる

6. 証券取引委員会（SEC）への申請

- SECへの申請はBIRによる税務清算証書の発行後に可能となる
- 承認後、会社の取締役または清算人は、資産の清算や株主への分配等を行う

（出所）JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

■ フィリピン（マニラ）における一般的な現地費用は以下の通り

現地費用			
項目	詳細	金額（単位：米ドル）	備考
地価・事務所賃料等	工業団地（土地）購入価格 （1㎡あたり）	150～165	カラバルゾン地域、税・諸経費別 外国人、外国法人による土地所有は不可
	工業団地借料 （1㎡あたり、月額）	4.31～5.17	カラバルゾン地域 税・諸経費別
	事務所賃料 （1㎡あたり、月額）	31	マカティ市 税・諸経費別
	市内中心部店舗スペース /ショールーム賃料 （1㎡あたり、月額）	21	マカティ市 税・諸経費別
	駐在員用住宅借上料 （月額）	1,292	ONE AND TWO CENTRAL（マカティ・セントラル・ビジネス地 区）コンドミニアム、65m ² 、2寝室 VAT（12％）・共益費分込み
公共料金	業務用電気料金	1kWhあたり料金：0.20	使用量500kWhの場合、VAT・諸経費込み
	一般用電気料金	1kWhあたり料金：0.10	使用量50kWhの場合、VAT・諸経費込み
	業務用水道料金	月額基本料：15 1m ³ あたり料金：1.46～1.77	10m ³ までは月額基本料に含まれる 1m ³ あたり料金は使用量により異なる、VAT・諸経費込み
	一般用水道料金	月額基本料：2.41 1m ³ あたり料金：0.29～1.00	同上
	業務用・一般用ガス料金 （単位あたり）	1kgあたり料金：1.24～1.57	液化石油ガス（LPG） LPGガス容器11kgあたりの料金を1kgあたりに換算

（出所）JETROウェブサイト（2023年1月時点）よりみずほ銀行国際戦略情報部 作成

- 2019年2月23日、改正会社法が施行
- フィリピンで設立された現地法人は本国の親会社とは別の法人格を有し、フィリピンの内国法人としてフィリピン会社法に従って事業を行う必要あり

株式会社における主要規定

株主総会	● 普通決議（財務諸表の承認、取締役の報酬決定など） ✓ 通常、出席した株主が有する発行済株式総数の過半数の賛成で決議される ● 重要事項の決議、発行済株式総数の3分の2以上の賛成による決議される ✓ 法令で定められる重要事項について ・ 取締役の解任、株式配当の公表 等 ● 特別決議 ✓ さらに、以下の特別な事項については、発行済株式総数の3分の2以上の賛成に加え、取締役の過半数の決議が必要 ・ 定款の変更、会社の存続期間の延長、増資・減資、社債の発行、任意解散等 ● 定足数、開催場所 ✓ 会社法または付属定款に別段の定めがない限り、発行済株式総数の過半数にあたる株式を保有する株主をもって定足数となる。開催場所は本店が所在する都市または自治体の域内でなくてはならない
取締役 取締役会	✓ 取締役の人数は15名以内とする。居住要件はなし ✓ 各取締役、発起人は最低1株保有しなければならない（従来法同様） ✓ 付属定款に別段の定めがない限り、取締役会の定足数は取締役の過半数で、取締役会は出席した取締役の人数の過半数を持って決議される（ただし、役員の選任は全取締役の過半数の賛成が必要） ✓ 法改正により、社外取締役を取締役会の20％以上で構成する必要あり
役員	✓ 最低限、社長（President）、財務役（Treasurer）、秘書役（Corporate Secretary）を置く必要あり ・ 社長：社長は取締役である必要あり。また、財務役、秘書役との兼任は不可 ・ 財務役：フィリピン居住者である必要はあるが、フィリピン国民である必要はない ・ 秘書役：フィリピン居住者かつフィリピン国民である必要がある

- 2019年2月の会社法改正は、フィリピン会社法が1980年に成立して以来初めて。取締役の最低人数要件や居住要件が撤廃されるなど、会社設立の要件が簡素化
- コーポレートガバナンスの強化を意識した内容が随所に見られ、主にフィリピン証券取引委員会（SEC）が発出する通達を通じて、企業の取り組みの具体化が求められる

要件項目	旧会社法	新会社法
発起人	5名以上15名以下の自然人である発起人が必要、かつ各発起人が最低1株を引き受ける必要あり	15名以下の発起人が必要、かつ各発起人が最低1株を引き受ける必要あり (最低人数要件は撤廃、また発起人は法人でも可に)
取締役	5名以上15名以下の取締役が必要、かつ過半数はフィリピン居住者である必要あり	取締役人数は15名以下（最低人数要件および居住要件は撤廃） ※別途居住者である財務役、フィリピン国民かつ居住者である秘書役の選任が必要（それぞれ取締役である必要はないが、社長との兼任は不可）
存続期間	企業存続期間は最長50年(延長可)	別途定款等で定めない限り永久に存続（存続期間要件は撤廃）
最低資本金	最低払込資本金5,000ペソ	最低資本金要件は撤廃（外資系企業については別途規制あり）
その他		コーポレートガバナンス強化に関する規定の新設・明確化 - 書類整備、情報開示、当局宛報告の強化（財務諸表や取締役選任に関するSECへの報告等） - 汚職・贈収賄の防止（その他ガバナンス強化の取り組みと合わせて付属定款に記載、汚職・贈収賄への関与については罰則金あり） - コーポレートガバナンス強化と少数株主保護の推進

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

小売自由化法の改正（2022年1月）

- 外資に求める払込資本金要件を、250万米ドル以上から2,500万ペソ（約5,750万円、1ペソ＝約2.3円）以上に引き下げ
- 外資に求める各店舗への投資額要件を、83万米ドル以上から1,000万ペソ以上に引き下げ（実店舗を運営する場合）
- 従来の小売り自由化法で求めていた下記の要件を撤廃
 - ✓ 小売業で5年以上の実績を有すること、✓ 世界で小売店舗もしくはフランチャイズを5件以上展開していること、
 - ✓ 親会社の純資産について一定金額以上であること

外国投資法の改正（2022年3月）

- 払込資本金が20万米ドル未満の国内市場向け企業は外資上限40%。ただし、以下に該当する場合には払込資本金額10万米ドル以上であれば外資100%で投資が可能
 - ①科学技術省（Department of Science and Technology, DOST）が定める先端技術に関連する企業
 - ②共和国法No.11337もしくはイノベティブ・スタートアップ法に基づき、貿易産業省（Department of Trade and Industry, DTI）、情報通信技術省（Department of Information and Communication）、科学技術省からスタートアップ企業もしくはスタートアップ支援企業として認定された企業
 - ③直接雇用する従業員の過半数かつ15人以上がフィリピン人である企業
- 外資の参入を可能とする条件として直接雇用するフィリピン人の従業員数が50人以上から15人以上に緩和され、その他上記の要件と合わせて外資規制が緩和された

公共サービス法の改正（2022年4月）

- 「公益事業」の運営・管理業務への参入は、フィリピン人が60%以上出資する企業のみ可能（1936年公共サービス法）
- 「公益事業」の定義が不明瞭であったため、多くの業種で外資の参入が制限されてきた
- これまで不明瞭であった「公益事業」を、電力送配電、石油・石油製品パイプライン輸送、上下水道、港湾、公共交通車両の5業種と定義。通信、鉄道、高速道路、空港、運送等の業種については、外資100%による投資が可能に

（出所）EXECUTIVE ORDER NO.175等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

再生可能エネルギー分野における外資規制の緩和

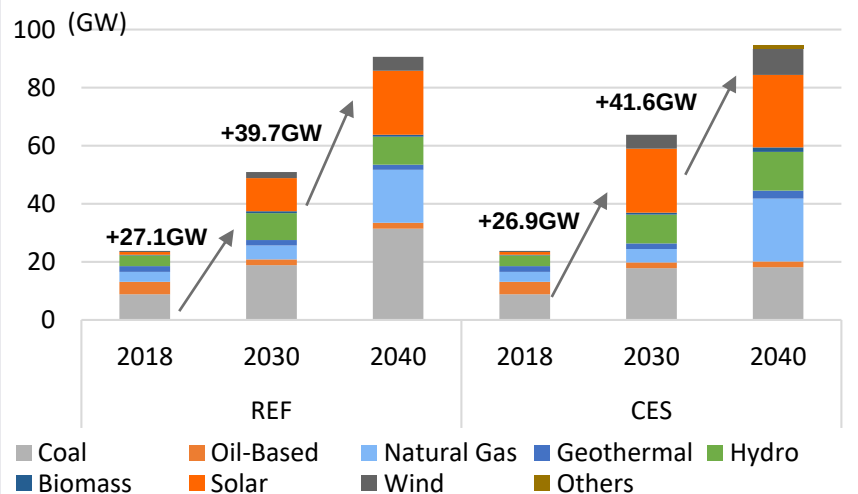
- 従来、外資による再生可能エネルギー事業への出資は40%までに制限されてきたが、近年段階的に外資規制が緩和
- バイオマス発電所の所有と運営に係る外資規制を撤廃（2019年10月）
- 地熱発電事業における外資規制を撤廃（初期投資額が5,000万米ドル以上の事業）（2020年10月）
- 太陽光、風力、水力、海洋・潮力発電事業の外資規制を撤廃（再生可能エネルギー法改正）（2022年11月）

（ご参考）フィリピンの再生可能エネルギー政策

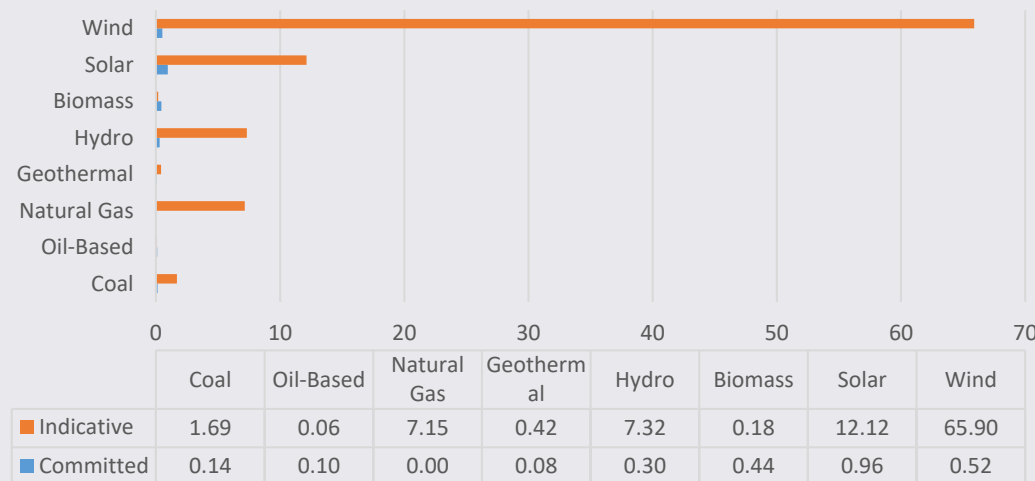
「ナショナル・リニューアブル・エナジー・プログラム（NREP）2020-2040」

- 再生可能エネルギーの設備容量を2019年の7,399MWから30,000MWまで拡大する目標
- 電源ミックスにおける割合としては、2030年に35%、2040年に50%を再生可能エネルギー由来とする目標
- フィリピンでは、実際のエネルギー開発は民間投資に委ねられていることから、外資参入に対する期待も大

Philippine Energy Plan 2018-2040



民間事業者による発電建設計画（2024年10月末時点）



（出所）DoE資料より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

（注）REF：Reference Scenario、CES：Clean Energy Scenario

- 外資の参入や外国人の就業を禁止・制限する分野を定めたネガティブリストは通常2年ごとに改訂。2022年6月に第12次ネガティブリストとして更新され、同年7月より発効となった

◆ リストA：憲法または特別法により、外資が規制されている分野

外資が認められない分野

1	記録を除くマスメディア、およびインターネット事業	7	群島、領海、排他的経済海域内の海洋資源の利用、および河川、湖沼、湾内、礁湖の小規模資源の利用
2	以下の専門職 ①外国人の就業が認められていないもの、②外資が制限されている企業による専門職サービスの提供	8	闘鶏場の所有、運営、管理
3	払込資本金額2,500万ペソ未満の小売業	9	核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
4	協同組合（フィリピン出生者による出資は除く）	10	生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通
5	私立探偵、警備員、民間警備会社	11	爆竹やその他花火製品の製造
6	小規模採掘		

外資25%以下の分野

12	民間人材紹介業（国内・海外ともに対象）	13	防衛関連施設の建設契約
----	---------------------	----	-------------

外資30%以下の分野

14	広告業		
----	-----	--	--

外資40%以下の分野

15	共和国法No.9184に基づくインフラプロジェクトの受注	20	米、トウモロコシ産業
16	天然資源の発掘、開発、利用	21	国有企業、国営企業への原材料、製品、商品の供給契約
17	私有地の所有（フィリピン出生者によるものを除く）	22	深海漁船の運営
18	公益事業*の管理、運営（*電力送配電、石油・石油製品パイプライン輸送、上下水道、港湾、公共交通車両）	23	コンドミニアムユニットの所有
19	以下を除く教育機関 ①宗教団体やミッションボード（伝道局）によって設立されたもの、②外交官とその関係者やその他一時居住者のためのもの、③公式な教育システムの一部とはならない高度技術開発のための短期的なもの	24	無線通信網

◆ リストB: 安全保障、防衛、公衆衛生、公序良俗、中小企業保護の観点から外資が規制されている分野

外資40%以下の分野

1	フィリピン国家警察（PNP）の許可が必要な製品および原材料の製造、修理、保管、流通 a. 火器（拳銃、散弾銃等）、火器の部品および弾薬、火器の使用もしくは製造に必要な器具もしくは道具 b. 火薬、 c. ダイナマイト d. 爆発物 e. 爆薬製造時に使用する材料 f. 望遠鏡、赤外線照準器等 （ただし、相当量が輸出向けの場合、PNP長官の承認の下、PNPの定める出資比率を上限として、非フィリピン人にこれら品目の製造、修理が認められる場合がある）		
2	危険薬物の製造、流通	4	カジノ運営会社PAGCORとの投資契約によるものを除く、すべての賭博行為
3	サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で、公衆衛生、公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの	5	払込資本金額20万米ドル未満の国内市場向け企業
6	以下に該当する企業については、払込資本金額10万米ドル未満であれば外資40%以下で、払込資本金額10万米ドル以上であれば外資100%で投資が可能 (i) 科学技術省（Department of Science and Technology, DOST）が定める先端技術に関連する企業 (ii) 共和国法No.11337もしくはイノベティブ・スタートアップ法に基づき、貿易産業省（Department of Trade and Industry, DTI）、情報通信技術省（Department of Information and Communication）、科学技術省からスタートアップ企業もしくはスタートアップ支援企業として認定された企業 (iii) 直接雇用する従業員の過半数かつ15人以上がフィリピン人である企業		

- 2021年4月、CREATE法が発効し、それまで各投資誘致機関等が独自に設定してきた税制インセンティブを一元化。戦略的投資優先計画（Strategic Investments Priorities Plan／SIPP）にて指定された業種・事業について、税制優遇措置が適用される
- 業種に関係なく、売上高の70%以上を輸出する企業についても優遇措置の適用が可能

Tier1 （2020年IPPにおける優先投資分野）

1. 新型コロナウイルス対策に関連する適格事業

- ✓ 必需品：医薬品、医療機器・装置、その他の製品の製造に
使われる原材料、半製品、機械・装置の生産・製造
- ✓ 必需サービス：火葬、廃棄物処理、検査、病院、その他

2. 投資委員会や政府が決定する、都市部以外での雇用機会を創出するプログラムを支援する活動への投資

3. 製造業（適格基準を満たすもの、農作物加工含む）

- ✓ 工業製品の製造、農作物・水産物の加工（ハラルフードおよびコーシャフードを含む）で、半製品もしくは最終製品・最終消費財の製造となるもの
- ✓ モジュール住宅製造、それにかかる機械・部品の製造
- ✓ マニラ首都圏では近代化プロジェクトに該当するもののみが対象

4. 農業・漁業・林業

5. 戦略的サービス業路

- ✓ 集積回（IC）設計
- ✓ クリエイティブ業界/ナレッジベースサービス

- ✓ 航空機の保守、修理および整備
- ✓ 代替エネルギー自動車用チャージ/燃料補給ステーション
- ✓ 産業廃棄物対応
- ✓ 電気通信事業（ただし、新規参入者のみ対象）
- ✓ 工業プラントおよびインフラの最先端工学、調達および建設

6. ヘルスケア・災害リスク低減マネジメントサービス

7. 集合住宅

- ✓ 200万ペソ/戸を上限とする大規模住宅開発
- ✓ マニラ首都圏では賃貸用の低コスト住宅のみが対象

8. インフラおよび物流

（地方自治体によるPPPプロジェクトを含む）

9. イノベーション・ドライバー

10. インクルーシブ・ビジネス（IB）モデル

11. 環境または気候変動関連プロジェクト

12. エネルギー

（出所）MEMORANDUM ORDER NO.50、JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

Tier2

1. グリーン・エコシステム

- ✓ 電気自動車（EV）やその部品・システムの製造
- ✓ 再生可能エネルギーやそれにかかる電子機器・部品
- ✓ その他

2. ヘルスケア・医療関連

- ✓ ワクチン、医薬品等

3. 防衛関連

4. 産業バリューチェーンのギャップを補う活動

- ✓ 鉄鋼、繊維、化学、原油精製、半導体等

5. 食料安全保障関連

- ✓ 食料安全保障・有機農業に資する製品・サービス
- ✓ ハイブリッド種子の生産
- ✓ 農業用機械等

Tier3

1. デジタル技術を活用した研究開発（R&D）

- ✓ ロボット工学
- ✓ 人工知能（AI）
- ✓ データアナリティクス
- ✓ クラウドサービス
- ✓ DXテクノロジー
- ✓ データセンター
- ✓ ナノテクノロジー
- ✓ バイオテクノロジー等

2. 高付加価値品・革新的製品の製造業

- ✓ 知的財産・研究開発の商用化
- ✓ 航空・宇宙関連
- ✓ IoT、半導体等

3. イノベーション支援

- ✓ 研究開発（R&D）施設
- ✓ サイエンスパーク
- ✓ スタートアップ支援・育成
- ✓ 宇宙関連インフラ等

（出所）MEMORANDUM ORDER NO.50、JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- フィリピンの為替管理制度は、フィリピン中央銀行（以下、BSP：Bangko Sentral ng Pilipinas）が管轄
- 貿易取引以外でのペソから外貨への交換（以下、外貨転）等について、BSPによる制限あり
- 特に資本取引、親子ローンについては、BSPへ事後登録が必要

<通貨規制の原則>

1. ペソは規制通貨であり、国外への持出しは原則不可
2. ペソの外貨転は規制対象であり、BSPの定める範囲にて外貨転が許可される

<為替管理制度> ※法人の場合

- 貿易取引（1日あたり）－輸入決済
 - ◆ 100万米ドル相当額超の場合： 外貨購入申請書＋インボイス等の証拠書類¹をBSPに提出することで外貨転が可能
 - ◆ 100万米ドル相当額以内の場合： 外貨購入申請書＋登録フォームをBSPに提出することで外貨転が可能
- 貿易外取引（1日あたり）－教育費用、医療費、旅費、国外居住者への供与等
 - ◆ 100万米ドル相当額超の場合： 外貨購入申請書＋必要書類²をBSPに提出することで外貨転が可能
 - ◆ 100万米ドル相当額以内の場合： 外貨購入申請書のみをBSPに提出することで外貨転が可能
- 資本取引、親子ローン
 - ◆ 資本送金、親子ローン送金実施後、BSPに登録が必要。登録後、BSPより中央銀行登録書類（BSRD: Bangko Sentral Registration Document）が発行される。BSRDの取得により、配当金送金時に発生する外貨転および親子ローン返済時等の外貨転が可能となる
 - ◆ 上記登録については、資本取引は資本送金実施から1年以内、親子ローンは短期ローン：30日以内、長期ローン：6ヵ月以内に登録が必要

- 輸入業者（importer）および通関業者（custom broker）の認定に関するガイドラインが歳入庁（BIR）および関税局（Bureau of Customs）からそれぞれ公布されている（RMO No.10-2014、CMO No.11-2014）
- 貿易政策の策定などは貿易産業省（DTI）が管轄している

輸入業者および通関業者の認定

- ✓ すべての輸入業者および通関業者は、歳入庁通達に従って、歳入庁による認定を受けねばならない
- ✓ 認定後、歳入庁から輸入業者証明書（BIR-ICC）または通関業者証明書（BIR-BCC）が発行される
- ✓ その上で、輸入業者または通関業者は、関税局通達に従って、これらの許可証をその他申請書類とともに関税局に提出し、認証のための申請を行う(※)

(※) 次の場合には関税局の承認は不要

1. 1年に1回のみの輸入
2. 郵便物による、または公式な通関によらない輸入
3. フィリピン政府または政府機関による輸入
4. 個人使用物品、自動車、二輪自動車、家族・海外労働者その他居住者の帰国のための引越し用の家財道具
5. 大使館、領事館または政府に認められた外交上の地位を有する国際機関等による輸入

輸入品目規制

< 輸入禁止品目 >

爆発物や禁止薬品、中古車および同部品（例外あり）等

< 輸入規制品目 >

以下、管轄機関より許可が必要な項目の一例

主な輸入規制項目	管轄機関
コメ	国家食糧庁 他
石炭およびその派生物	エネルギー省 他
精製石油製品	エネルギー省 他
自動車	内国歳入局
自動車部品	貿易産業省 他
リサイクル品、金属の廃品等	環境管理局
塩、牛乳	健康省食品薬品局
肉類	農業省動物産業界

	調達時	期中	返済時	メリット／デメリット
① 銀行 借入	➢ PHPでの資金調達が可能 ➢ 金融機関での稟議審査要（審査期間：1-2ヵ月程度）※親会社保証が必要となるケースあり ➢ 一社貸出規制により一つの金融機関からの借入上限あり※オフショア調達については一社貸出規制の適用範囲外	➢ 短期借入枠設定の場合、機動的な調達・返済が可能 ➢ 金融機関への定期的な業績レポート（決算書提出等）要 ➢ （親会社保証有の場合）親会社保証書換事務あり	➢ 通常の銀行借入と同様 ➢ リファイナンスが必要な際には金融機関と事前相談要	<メリット> ✓ PHP調達が可能 ✓ 一度借入枠を設定すればその後の調達機動性は高い <デメリット> ✓ 金融機関の稟議審査に時間を要するケースあり
② 増資	➢ 増資後1年以内に中央銀行（BSP）に登録し、BSRD（中央銀行登録証明書）の取得要 ➢ 資金用途の制限なし ➢ 即時資金注入が可能	➢ 配当 ※日本への配当源泉税は30%だが、日比租税条約の適用申請により10%に軽減可能	➢ 清算：BIR（内国歳入庁）審査後、SEC（証券取引委員会）承認要 ➢ 減資：最低資本金USD200Kを残した上でSEC承認要（BIR承認不要） ➢ 全ての書類を提出後、清算は6～12ヵ月前後、減資は3～6ヵ月程度要する	<メリット> ✓ 資金投入時の機動性高い ✓ 配当が無ければ期中事務負担なし <デメリット> ✓ EXIT時に時間を要する（明確なスケジュール設定が困難）
③ 親子 ローン	➢ 返済時にPHPの外貨転を伴うケースはBSP事後登録（短期ローン：30日以内、長期ローン6ヵ月以内）を行い、BSRDの取得要 ➢ 親子間契約通貨および借入利率は自社にて調整（ただし、移転価格税制の留意要）	➢ 中長期のオフショア調達計画を毎年9月末までにBSP宛に報告要 ➢ 返済スケジュールの変更に對して都度BSPへ変更登録要	➢ PHPの外貨転を伴う返済はBSRDを銀行に提出し、Exchangeを行った上で返済送金を実施	<メリット> ✓ 資金調達時、返済時の機動性高い ✓ 親子間契約通貨、利率について企業の裁量度高い <デメリット> ✓ 調達時の登録事務あり

■ 外資企業・外国人100%による土地の所有は不可

土地所有要件

1987年フィリピン共和国憲法/ 1987 CONSTITUTION OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

(第12章第2条)

All lands of the public domain, waters, minerals, coal, petroleum, and other mineral oils, all forces of potential energy, fisheries, forests or timber, wildlife, flora and fauna, and other natural resources are owned by the State. With the exception of agricultural lands, all other natural resources shall not be alienated. The exploration, development, and utilization of natural resources shall be under the full control and supervision of the State. The State may directly undertake such activities, or it may enter into co-production, joint venture, or production-sharing agreements with Filipino citizens, or corporations or associations at least 60 per centum of whose capital is owned by such citizens. Such agreements may be for a period not exceeding twenty-five years, renewable for not more than twenty-five years, and under such terms and conditions as may provided by law. (以下省略)

⇒ フィリピン人・法人が60%以上（外資40%以下）の合弁会社であれば、土地の所有が可能

※長期リースであれば外資100%でも可能

<投資目的のみに利用される土地のリース> 最長50年、更新期間は1回限りの25年

<投資のみを利用目的としない土地のリース> 最長25年、更新期間は1回限りの25年

- フィリピンの外資規制上、外国人による土地所有が禁止されており、法人で土地を所有する場合においても、土地を所有する法人の外国出資比率は40%までとされる。
- そのため、工業団地の入居に際しては、リース契約により土地を利用するか、製造会社とは別に土地保有会社を設立して60%以上の株式をフィリピン人に所有してもらい、土地保有会社が工場用地を取得した上で、土地保有会社から製造会社へリースを行い、土地を利用するケースが多い

(出所) 各種公開情報、1987年フィリピン共和国憲法、コンドミニウム法、JETRO ウェブサイト、JBIC等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

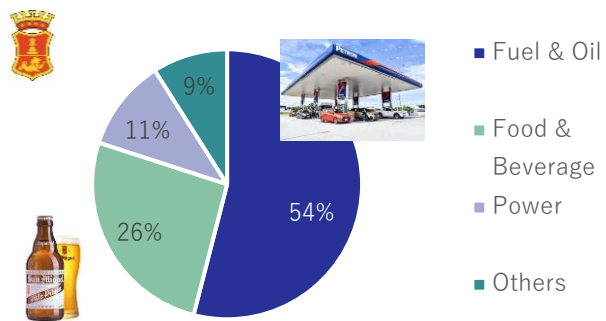
- フィリピン経済において財閥の市場プレゼンスは高く、下記9財閥の売上・総資産合計は、2023年の名目GDP対比でそれぞれ15.0%、41.7%に相当する規模。各財閥のトップはForbesビリオネアに名前を連ねる人物も多い
- 各財閥とも事業の多角化を図る中、不動産、インフラ、エネルギー、金融、公共サービス、食品等の主要産業・成長産業において高い市場シェアを確保しており、非常に強い影響力を持つ

フィリピンの主な財閥グループ

企業名	2023/12 売上高 (百万米ドル)	2023/12 総資産 (百万米ドル)	市場プレゼンスが高い産業
San Miguel Corp	25,989	44,368	食品・飲料、電力、石油、インフラ、不動産
SM Investments Corp	10,263	28,616	金融、不動産、小売
Aboitiz Equity Ventures Inc	5,580	15,043	電力、金融、食品、不動産、インフラ
JG Summit Holdings Inc	6,179	20,066	食品、航空、配電、石油化学
Ayala Corp	5,304	29,022	金融、通信、水道、不動産、電力、インフラ
GT Capital Holdings Inc	4,964	8,057	金融、自動車
Lopez Holdings Corp	2,963	8,534	放送、電力
DMCI Holdings Inc	2,207	4,474	不動産、建設、鉱業、電力、水道供給、道路
LT Group Inc	2,071	23,947	タバコ、銀行、飲料
合計	65,521	182,127	
フィリピンGDP対比	15.0%	41.7%	(2023年度名目GDP：436,600百万米ドル対比)

(出所) 各社Annual Report等よりみずほ銀行国際戦略情報部 作成

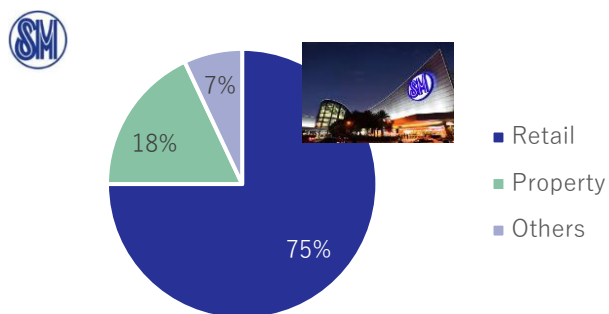
San Miguel Corp



主な日系
パートナー



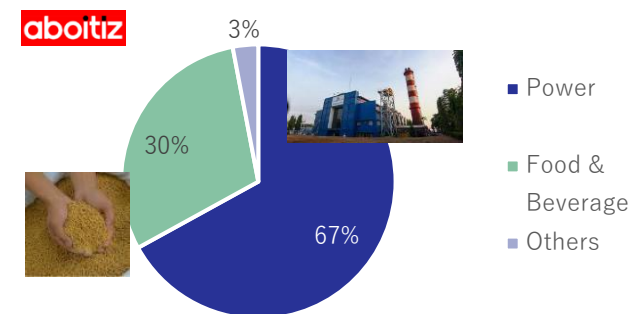
SM Investments Corp



主な日系
パートナー



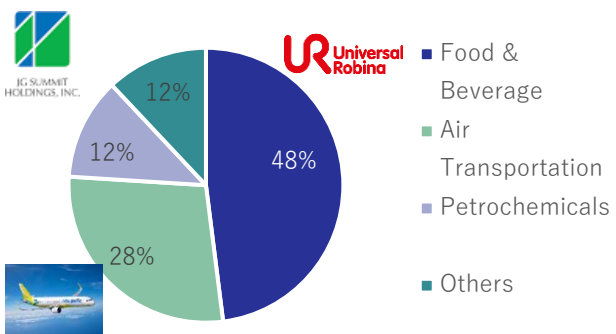
Aboitiz Equity Ventures Inc



主な日系
パートナー



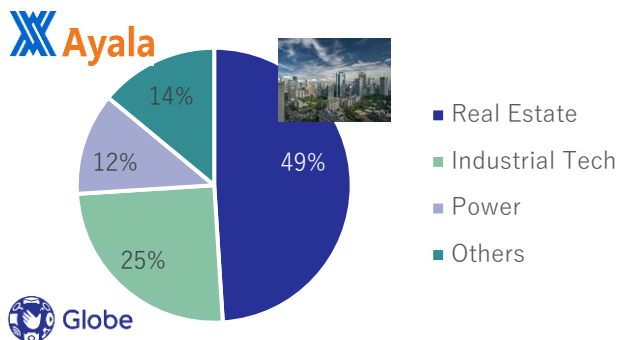
JG Summit Holdings Inc



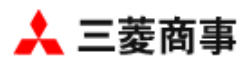
主な日系
パートナー



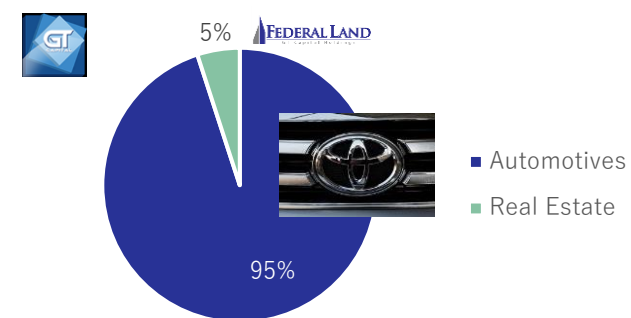
Ayala Corp



主な日系
パートナー



GT Capital Holdings Inc



主な日系
パートナー



(出所) 各社Annual Report、公開情報等よりみずほ銀行マニラ支店作成

所在地	25th Floor, Zuellig Building, Makati Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City 1225, Metro Manila, Philippines
代表電話	63-2-8860-3500
営業日	月曜日～金曜日



DTI (Department of Trade and Industry)

- フィリピンにおける産業振興や、貿易・直接投資の促進を管轄する政府省庁
- 傘下にフィリピン経済特区庁（Philippine Economic Zone Authority、「PEZA」）、および投資委員会（Board of Investment、「BOI」）を有し、国外からフィリピンに対する投資を支援

MOU(覚書)締結の目的

- DTIが持つ豊富な投資情報や地場企業にかかわる情報を活用することを通じて、フィリピンへの進出や現地企業との連携を検討しているお客さまへの支援体制の充実を図る
- また、より質の高いサービスを提供することで、お客さまのニーズに幅広く応えていくとともに、フィリピンの経済発展にも貢献する
(DTIとのMOU締結は、邦銀でみずほ銀行が第一号)

(出所) DTIウェブサイト等よりみずほ銀行作成



Republic of the Philippines

Department of Trade and Industry

Enabling Business, Empowering Consumers

MOUの内容

1. 日系企業の進出、誘致に関する相互協力
2. 投資に伴う企業紹介、現地面談アレンジ、投資促進活動に関わる協働

- 2022年2月、みずほ銀行はTonik Digital Bank Inc.（在フィリピン）の持株会社であるTonik Financial Pte. Ltd.（在シンガポール）の持分約10%相当の株式を取得
- Tonikは、フィリピン初の独立系デジタルバンクとして、他社に先行し2021年3月営業開始。2021年5月には民間第1号のデジタルバンクライセンスを取得
- 拡大するマス層をターゲットに、フィリピン既存銀行等への顧客ペイン／ニーズと中銀の金融包摂方針にデジタルで対応

Tonikグループ概要

持株会社	Tonik Financial Pte. Ltd.（在星持株会社）
デジタル銀行	Tonik Digital Bank Inc.（在比事業会社）
設立	2018年9月 *2021年3月フィリピンDBサービス開始
主要株主 （持株会社）	Forum Capitals（資産管理会社）、Point72、Insignia、Sequoia India、みずほ銀行
主要経営陣	Greg Krasnov（CEO） Long Pineda（CCO、頭取） Todd Esposito（CFO）
沿革	2018/9 創業 2021/3 フィリピンDB開業（Rural bank免許） 2021/5 外資民間1号DB免許の基本承認取得 2022/2 みずほ銀行がリードインベスターとなりSeries B調達（総額113百万米ドル） 2022/12 Tendo(※)を買収しグループ化 ※Tendoは給与控除型ローン等を提供するノンバンク

提供サービス

預金・決済

✓ 決済口座（TSA）：

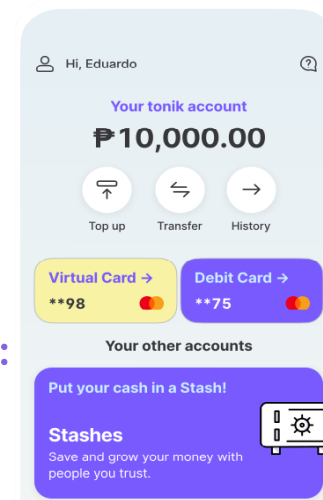
Bill payや銀行間送金、Debit card等決済機能を網羅

✓ Stash：

年利4%-4.5%の貯蓄口座
グループでの貯蓄にも対応

✓ Term Deposit（定期預金）：

最高6%の金利（6ヵ月）を付与



ローン

✓ Quick Loan/Flex Loan：無担保キャッシュローン

✓ Shop Instalment Loan：

加盟店での商品購入に対応する割賦販売方式の金融商品

✓ BIG Loan：

不動産担保で最大PhP2.5Mの借入が可能な多目的ローン

（出所）Tonik社ウェブサイト等よりみずほ銀行作成

- Tendoは従業員向け福利厚生ソリューションを提供するTonik Financial傘下のFintech企業
- 大手BPO企業を含め、数百社のフィリピン企業とパートナーシップを締結。雇用主の負担を最低限に抑えつつ、従業員満足度の改善・離職率の抑制に寄与

福利厚生プロダクトの一覧（開発中のものも含む）

投資・貯蓄

- ✓ Automated saving
- ✓ Financial wellness webinar

ローン

- ✓ Installment purchase
- ✓ Salary advance
- ✓ Virtual MasterCard

その他

- ✓ Health insurance
- ✓ Accident insurance
- ✓ Budgeting tool

Tendoの企業パートナー例



（出所）Tonik社ウェブサイト等よりみずほ銀行作成

©2025 株式会社みずほ銀行

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

